

須賀川市
公共施設等総合管理計画(案)

須賀川市

須賀川市公共施設等総合管理計画

目 次

はじめに	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 公共施設等の対象範囲	3
4. 計画の期間	3
第1章 人口・財政の状況	4
1. 須賀川市の概況	4
2. 人口等の状況	5
3. 歳入歳出の状況	11
第2章 公共施設等の現状	17
1. 公共施設等の整備状況	17
2. インフラ資産の整備状況	25
第3章 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	31
1. 中長期的な経費の試算方式	31
2. 充当可能な財源及び中長期的な経費の見込み	38
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	45
1. 現状や課題に関する基本認識	45
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	46
3. 具体的な取組方策	48
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	54
1. 公共施設（建築物）	54
2. インフラ資産	58
第6章 推進体制	59
1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	59
2. フォローアップの実施方針	60

はじめに

1. 計画の背景と目的

須賀川市が保有する学校・市営住宅等の公共施設や上下水道・道路等のインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の多くは、高度経済成長期から、様々な行政需要や市民ニーズに対応するため建設されたもので、公共サービスとして提供されてきました。これらの公共施設等の多くは老朽化が進んでおり、その維持・更新等に多額の費用が必要となることが見込まれています。

一方、社会保障費をはじめとした経常経費の増加に伴う財政の硬直化、市町村合併算定替えの終了による地方交付税の段階的縮減等、厳しい財政状況が続いています。

今後、人口減少・少子高齢化の進行等による税収の減少や扶助費の増大等が見込まれるとともに、国の厳しい財政状況下における地方への財政措置が縮小される可能性も懸念される中、公共施設等の維持・更新等に係る財源の確保はより一層困難になることが予測されます。

このような中、近年では、中央自動車道笹子トンネルの天井落下事故など、施設の老朽化等による重大な事故も発生しており、市民の安全確保のためには、保有または管理する公共施設等の維持・更新が必要不可欠な状況であるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな公共サービスに対する財源も確保していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市では、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、須賀川市公共施設等総合管理計画（以下、「計画」という。）を策定するものです。

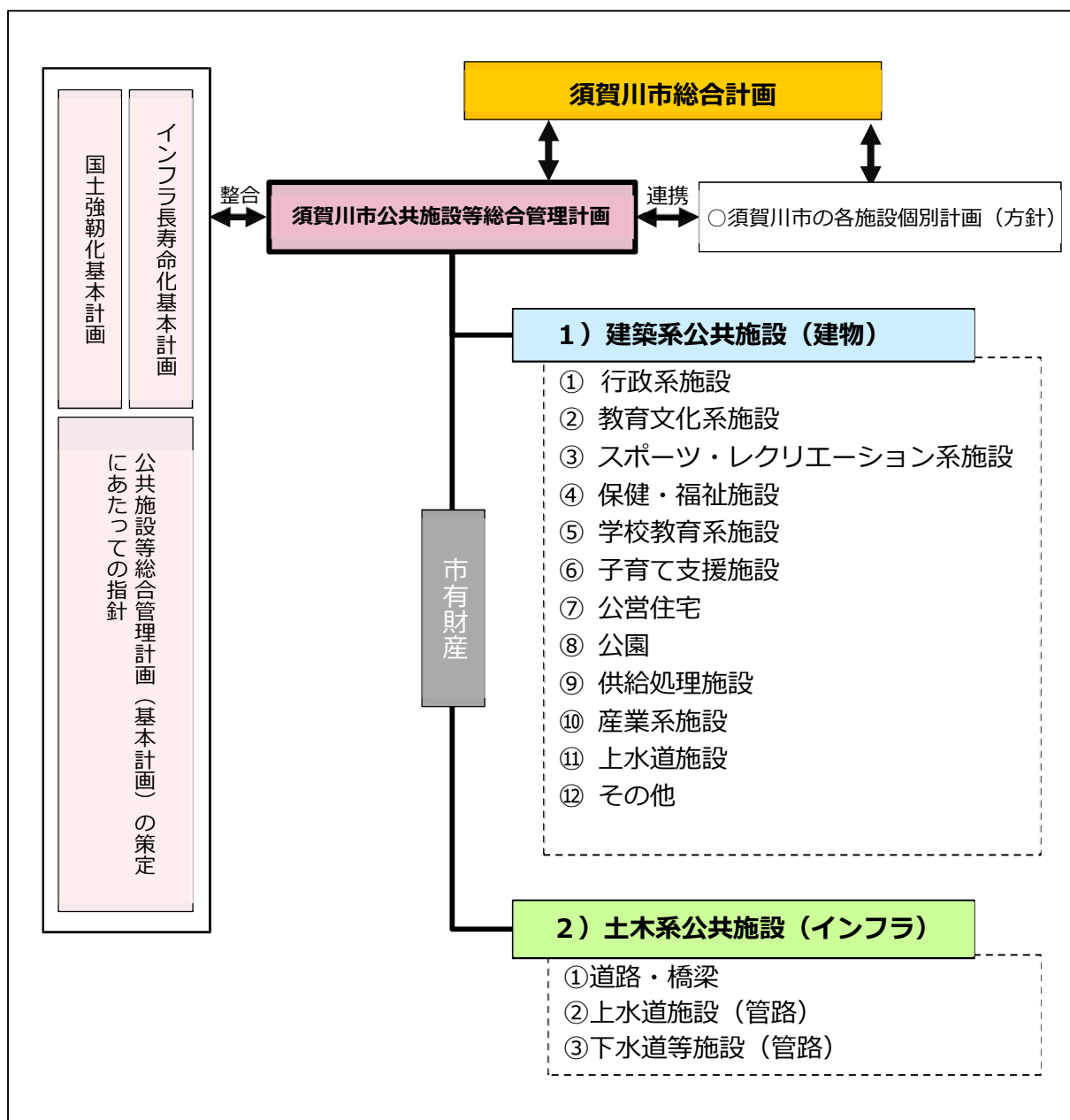
2. 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に策定した国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本市の計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

また、「須賀川市総合計画」と整合を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

図表 1 計画の位置づけ



3. 公共施設等の対象範囲

(1) 計画の対象

本計画の対象施設は、市が保有・管理する公共施設等のうち、建築系公共施設（建物）と土木系公共施設（インフラ）とします。

(2) 施設の単位

施設の集計単位は、施設の棟別を単位として、建物情報等を整理しました。
公共施設の分類・整理は、一つの施設で、複数の棟別に区分される場合があります。（例えば、〇〇小学校の校舎、体育館など）

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『須賀川市公共施設白書（平成 27 年 2 月）』の情報（種類、建築年、経過年数、延床面積、構造等）を基に、各課へのヒアリング調査（改修の履歴や維持管理費、利用者数等）の情報を加味して、整理を行いました。

4. 計画の期間

計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。
ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、見直すものとします。

第1章 人口・財政の状況

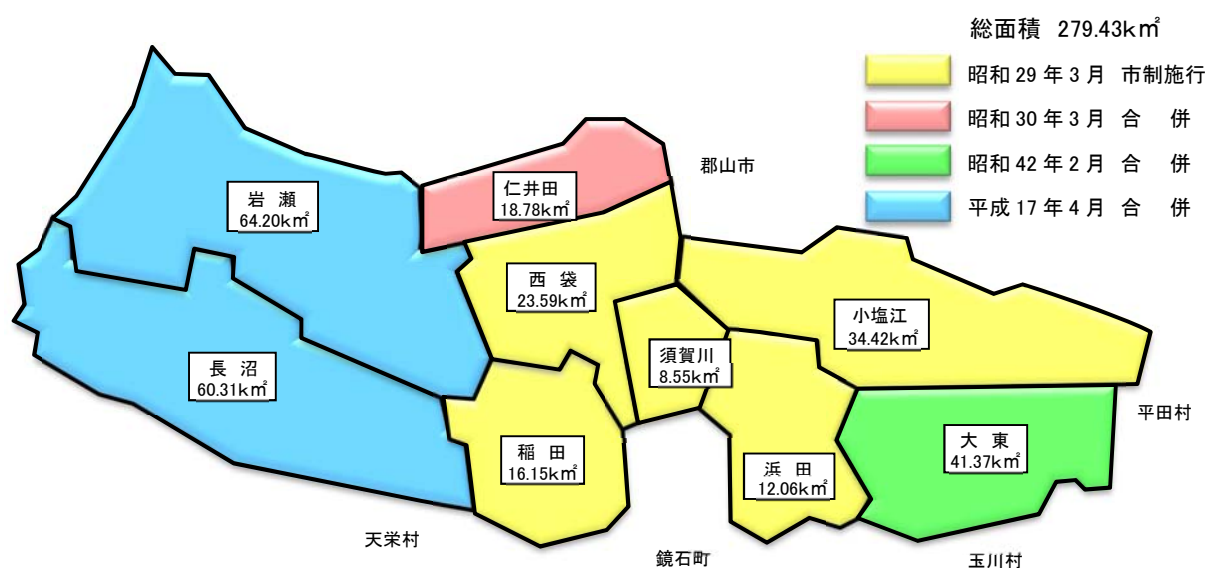
1. 須賀川市の概況

須賀川市は、福島県のほぼ中央に位置し、国道4号を挟んで東西に伸び、市街地は南北に馬の背のように伸びた丘陵地に広がっています。西に那須連峰、東に阿武隈地域の山並みを望み、市内中心部を阿武隈川と釈迦堂川がゆったりと流れる、自然環境に恵まれたまちです。

また、東北縦貫自動車道I・Cや東北新幹線へのアクセスなど、高速交通条件に恵まれた地域であり、平成5年に開港した福島空港は、現在、札幌と大阪と結ばれ、福島県の空の玄関口となっています。

平成17年4月には長沼町、岩瀬村が合併し新しい須賀川市が誕生し、地域の歴史や伝統文化などの貴重な資源を生かしながら「市民との協働」によるまちづくりを目指しています。

図表 1.1.1 須賀川市の地区区分



2. 人口等の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成27年で人口78,033人、世帯数28,382世帯、1世帯当たり2.75人となっています。10年前（平成17年）の人口80,364人をピークに年々減少しています。

地区別にみると、須賀川地区が21,123人（27.1%）と最も多く、次いで西袋地区18,896人（24.2%）、仁井田地区8,009人（10.3%）の順となっており、西袋・仁井田地区を除いて全体的に減少傾向にあります。

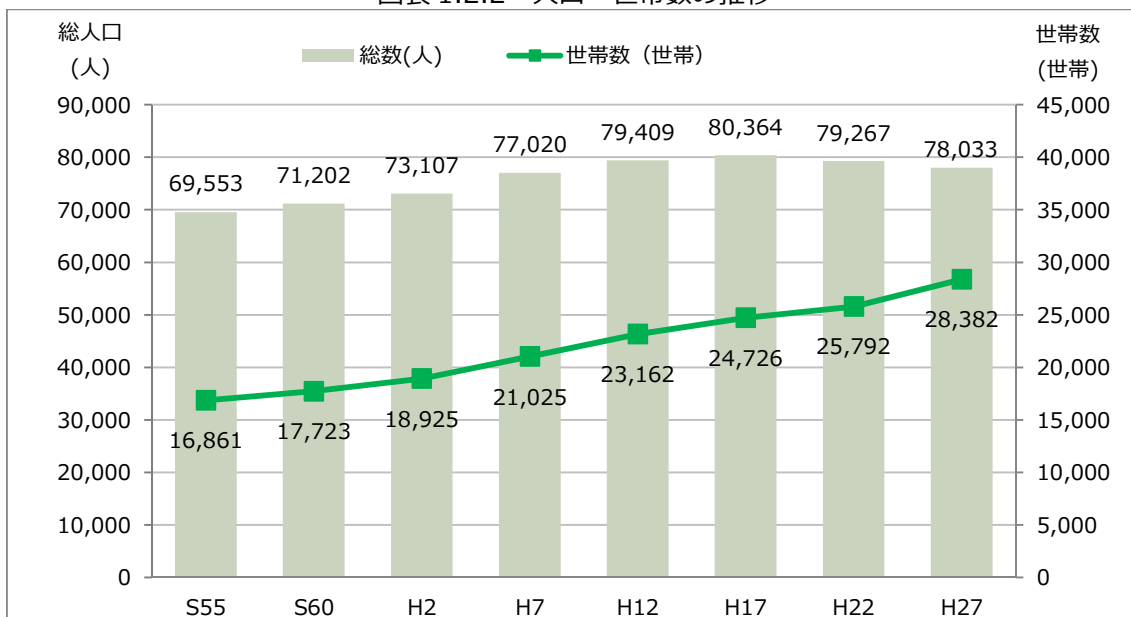
図表 1.2.1 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)										世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人口(人)
	総数	須賀川	浜田	西袋	稲田	小塩江	仁井田	大東	長沼	岩瀬		
昭和55年	69,553	25,929	4,179	8,830	3,303	3,972	4,152	6,745	6,572	5,871	16,861	4.13
昭和60年	71,202	25,377	4,580	10,490	3,577	3,880	4,150	6,732	6,554	5,862	17,723	4.02
平成2年	73,107	23,900	4,826	12,523	3,967	3,845	5,031	6,603	6,449	5,963	18,925	3.86
平成7年	77,020	23,245	5,214	14,538	4,411	4,034	6,497	6,359	6,466	6,256	21,025	3.66
平成12年	79,409	22,999	5,429	16,549	4,466	4,207	7,113	5,984	6,451	6,211	23,162	3.43
平成17年	80,364	22,823	5,431	17,895	4,396	4,213	7,512	5,849	6,359	5,886	24,726	3.25
平成22年	79,267	21,951	5,322	18,760	4,225	4,145	7,802	5,575	5,856	5,631	25,792	3.07
平成27年	78,033	21,123	5,044	18,896	4,019	4,475	8,009	5,416	5,637	5,414	28,382	2.75

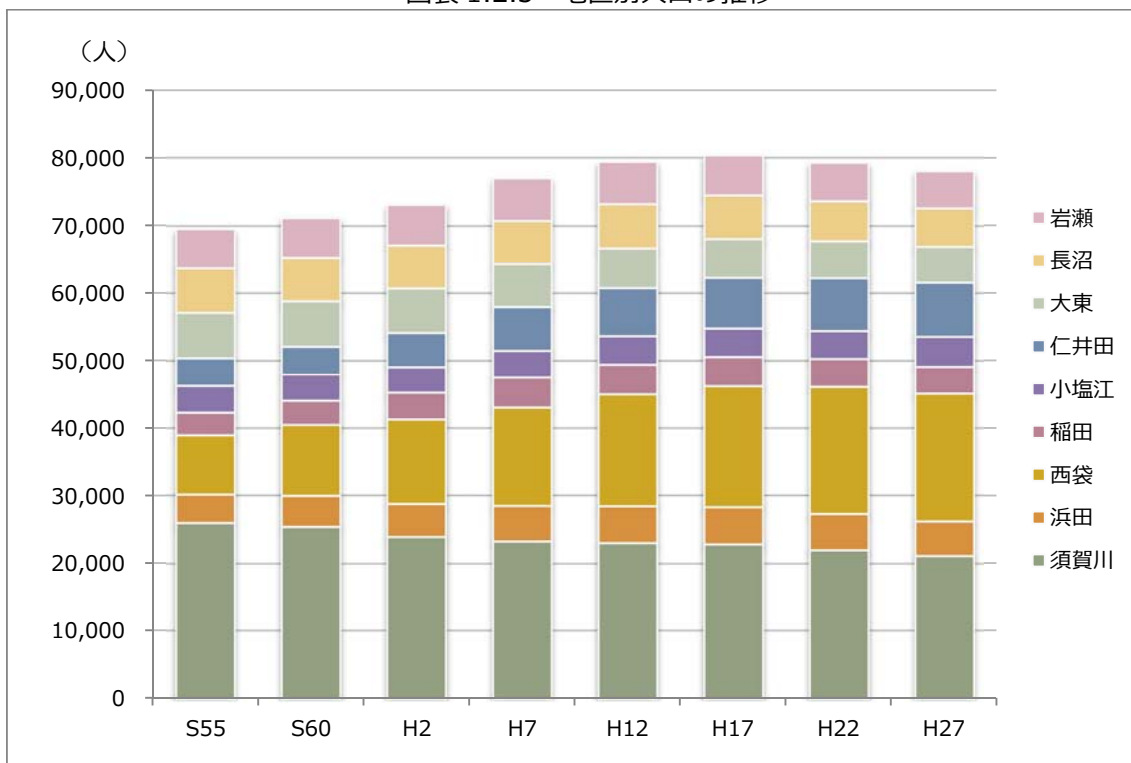
資料：平成27須賀川市統計書及び各国勢調査結果

※昭和55年～平成22年は国勢調査、平成27年は住民基本台帳（平成27年10月1日現在）

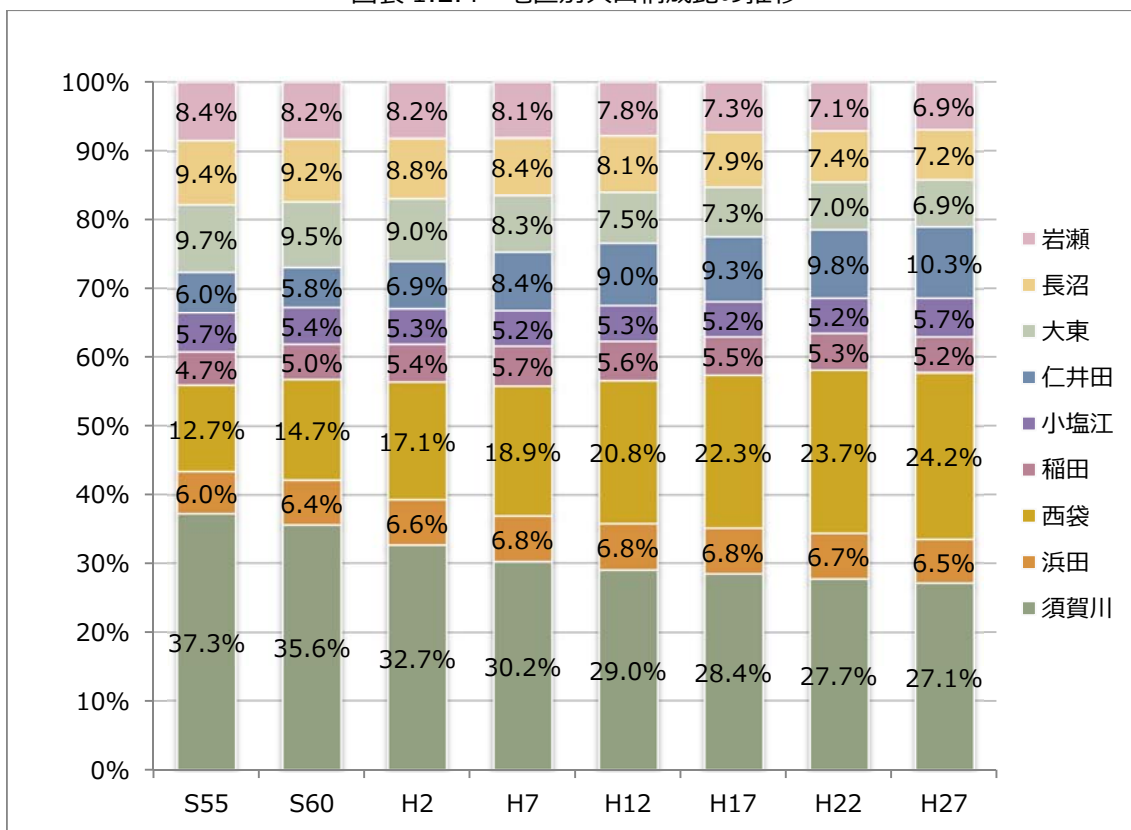
図表 1.2.2 人口・世帯数の推移



図表 1.2.3 地区別人口の推移



図表 1.2.4 地区別人口構成比の推移



はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

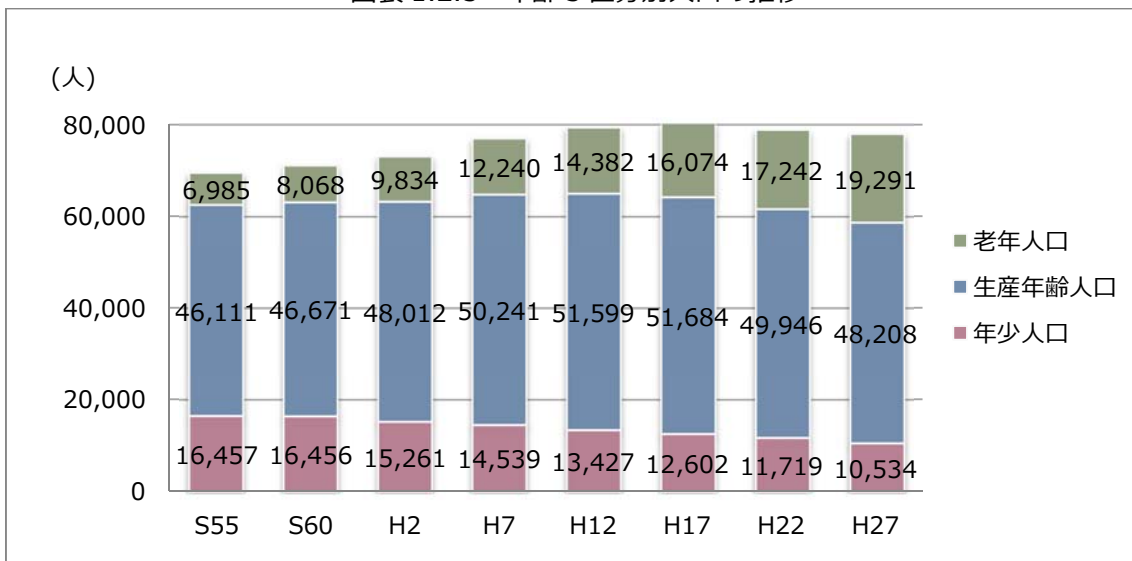
推進体制

第1章

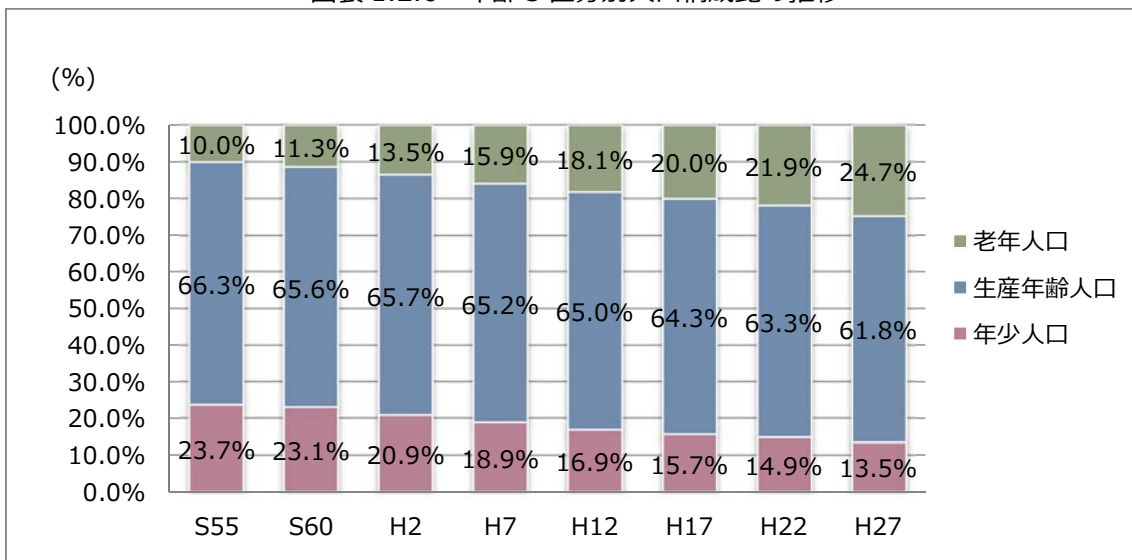
(2) 年齢3区別の人口の推移

本市の年齢3区別人口は、老年人口(65歳以上)が昭和55年6,985人(10.0%)から平成27年19,291人(24.7%)と増加傾向にあり、年少人口(15歳未満)は昭和55年の16,457人(23.7%)から平成27年の10,534人(13.5%)と減少傾向で、少子高齢化が進行しています。

図表 1.2.5 年齢3区別人口の推移

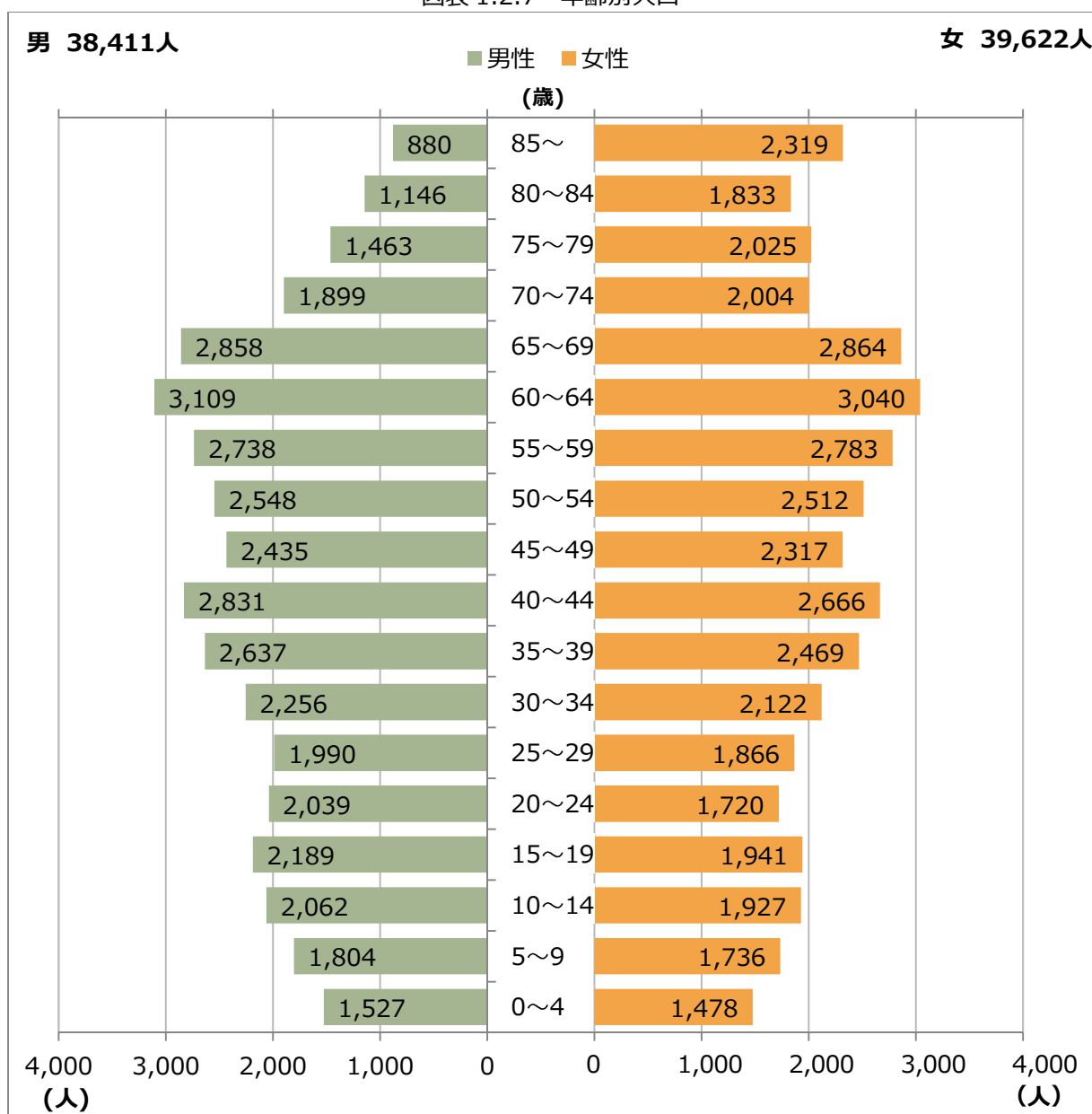


図表 1.2.6 年齢3区別人口構成比の推移



※S55年～H22年は国勢調査(年齢不詳人口は除く)、H27年は住民基本台帳(平成27年10月1日現在)
 ※構成比は、小数点第2位で四捨五入しています。

図表 1.2.7 年齢別人口



※平成 27 年住民基本台帳 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

第1章

(3) 将来人口の推計

本市の将来人口（目標人口）は、『須賀川市人口ビジョン（平成27年10月）』においては、平成72年において約60,400人と推計しています。

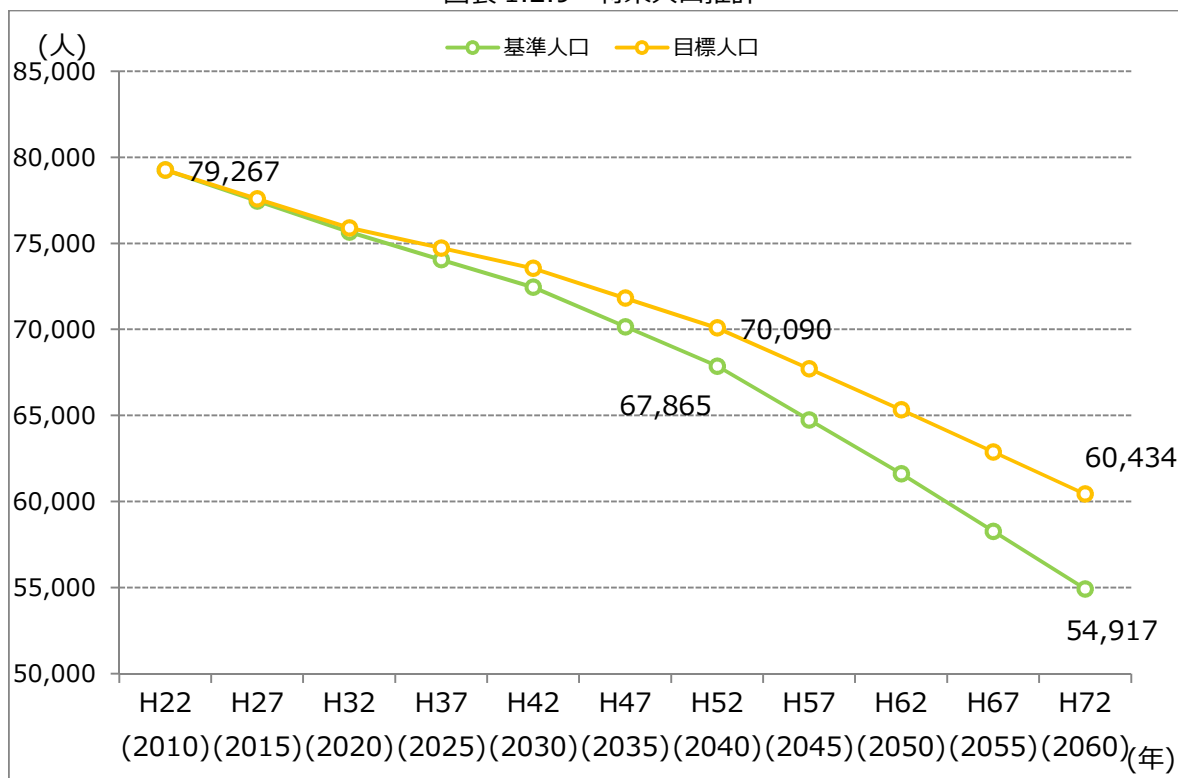
また、平成72年における年齢区分構成は、年少人口が約6,800人、生産年齢人口が約30,800人、老年人口が約22,900人となっています。

図表 1.2.8 年齢別将来人口推計（人）

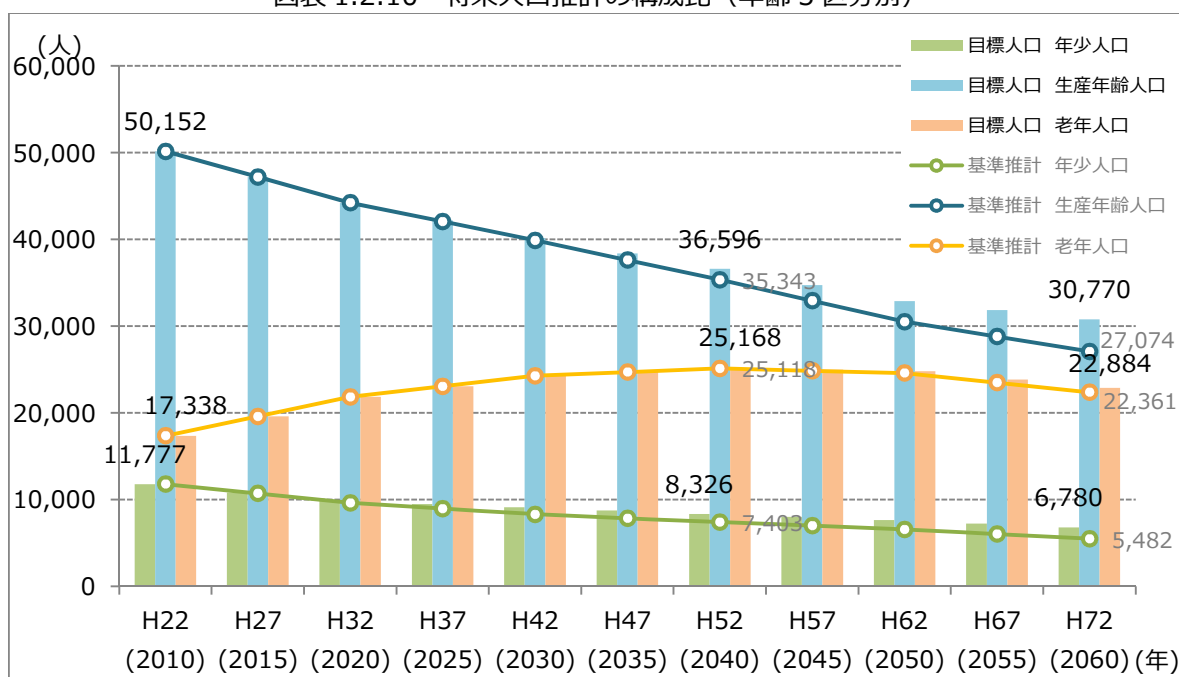
年齢区分		実績値		推計値			
		平成22年(2010)	平成32年(2020)	平成42年(2030)	平成52年(2040)	平成62年(2050)	平成72年(2060)
目標人口	年少人口	11,777	9,853	9,113	8,326	7,639	6,780
	生産年齢人口	50,152	44,226	40,162	36,596	32,887	30,770
	老年人口	17,338	21,824	24,272	25,168	24,799	22,884
	計	79,267	75,903	73,547	70,090	65,325	60,434
基準推計	年少人口	11,777	9,609	8,285	7,403	6,539	5,482
	生産年齢人口	50,152	44,226	39,892	35,343	30,503	27,074
	老年人口	17,338	21,824	24,272	25,118	24,574	22,361
	計	79,267	75,660	72,448	67,865	61,615	54,917

資料：須賀川市人口ビジョン（平成27年10月）

図表 1.2.9 将来人口推計



図表 1.2.10 将来人口推計の構成比（年齢3区分別）



はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

3. 歳入歳出の状況

(1) 歳入の推移

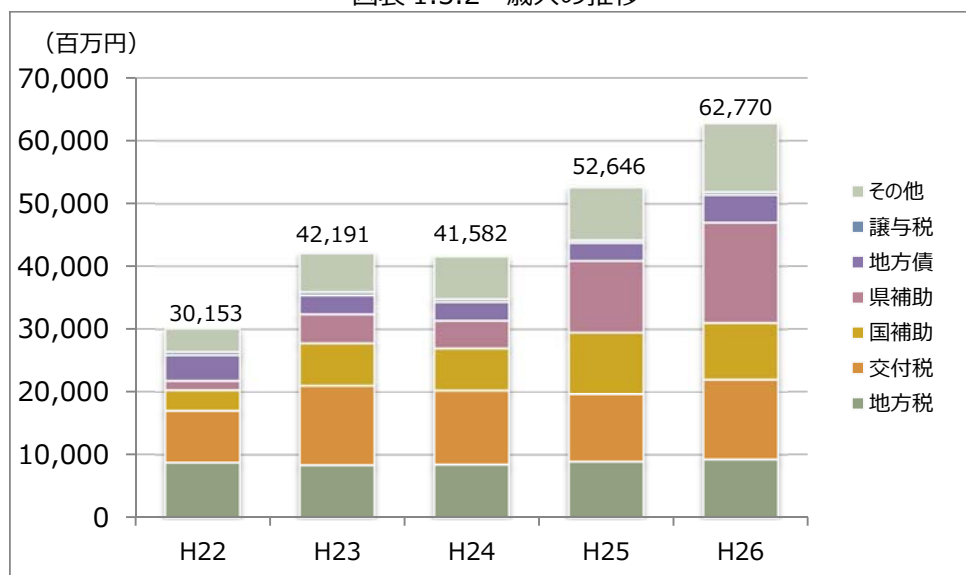
平成26年度の歳入は約628億円で、そのうち、市税は約93億円です。高齢化が進行するなかで、主たる納税者となる生産年齢人口の減少が予測され、今後、市税の伸びは期待できない状況です。

図表 1.3.1 歳入(普通会計※1)の推移(百万円)

年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地方税	8,764	8,385	8,475	8,959	9,289
交付税	8,237	12,693	11,818	10,697	12,779
国補助	3,338	6,737	6,698	9,840	8,954
県補助	1,511	4,572	4,407	11,353	16,012
地方債	4,069	3,022	2,930	2,956	4,409
譲与税	512	499	468	447	436
その他	3,721	6,283	6,785	8,394	10,892
歳入計	30,153	42,191	41,582	52,646	62,770

※数値は四捨五入しているため、合計値が合わないことがあります。

図表 1.3.2 歳入の推移



※1 普通会計とは、各地方公共団体の様々な会計を、団体間の比較や時系列比較を可能とするため、全国共通のルールに基づき、総合的に区分し直した統計上の会計区分です。公営事業会計に属する、公営企業会計(水道・交通・病院・下水道等)、収益事業会計(競馬・競輪・競艇等)、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計等は、普通会計から除かれます。

(2) 歳出の推移

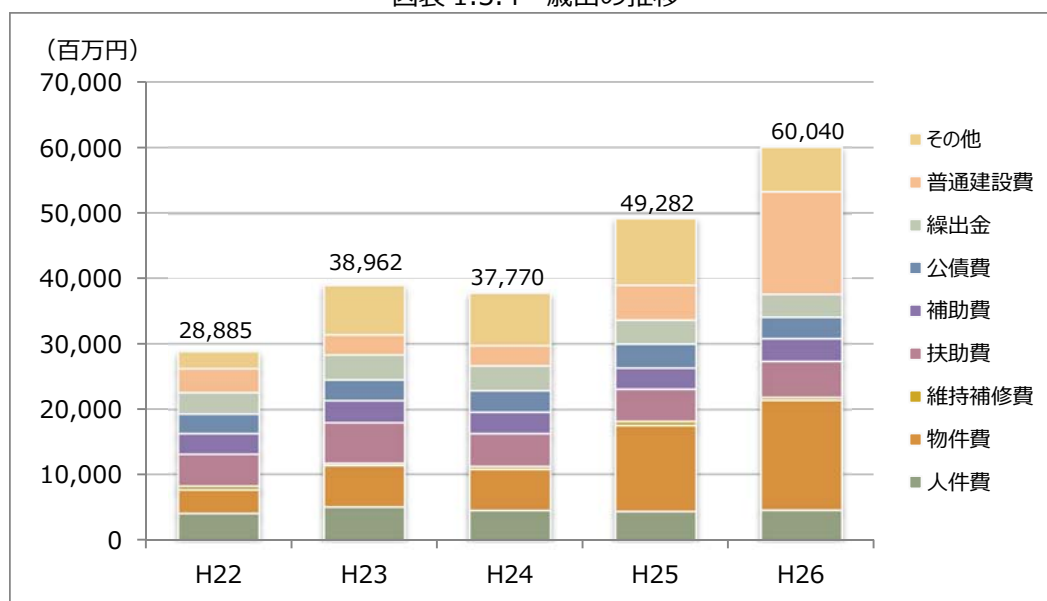
平成26年度の歳出は約600億円となっています。これは東日本大震災に係る復興事業でその多くが繰り越し事業となったことの影響で歳出額のピークとなっており、今後は漸減傾向となります。また、歳出のうち義務的な経費である人件費、扶助費の増加などにより、投資的経費に充てる財源の確保は今後益々厳しくなるものと見込まれます。

図表 1.3.3 歳出(普通会計)の推移(百万円)

年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人件費	4,157	5,108	4,562	4,433	4,634
物件費	3,550	6,210	6,188	12,944	16,775
維持補修費	500	339	423	647	471
扶助費	4,853	6,175	4,989	5,091	5,505
補助費	3,139	3,513	3,451	3,263	3,399
公債費	3,107	3,211	3,248	3,553	3,262
繰出金	3,273	3,788	3,823	3,671	3,499
普通建設費	3,704	3,030	2,997	5,358	15,666
その他	2,601	7,588	8,091	10,322	6,830
歳出計	28,885	38,962	37,770	49,282	60,040

※数値は四捨五入しているため、合計値が合わないところがあります。

図表 1.3.4 歳出の推移



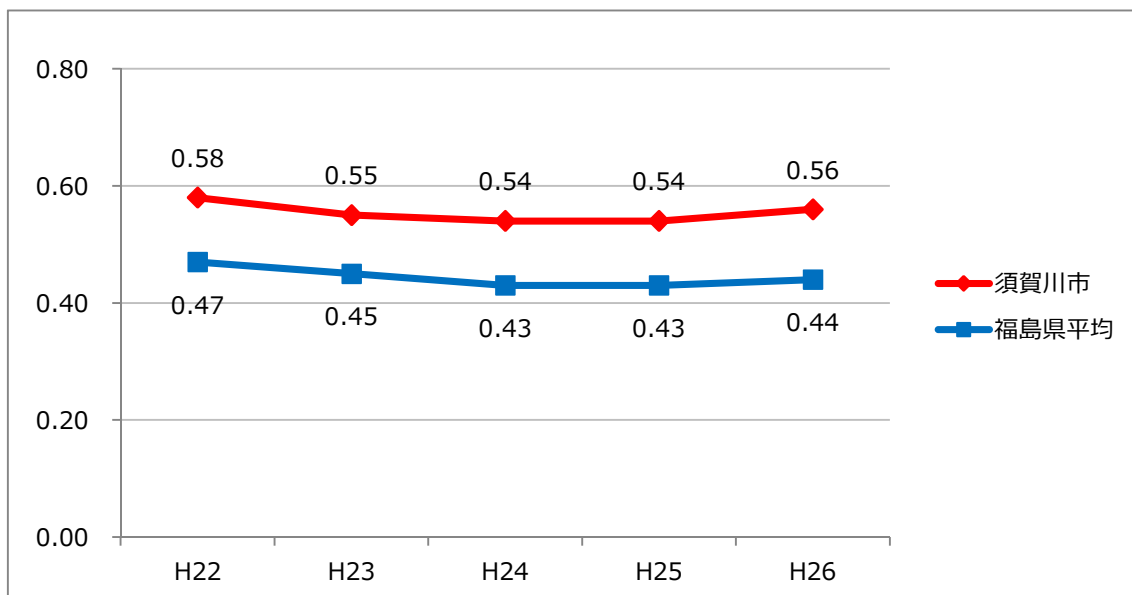
(3) 財政指標の状況

平成 22～26 年度の本市の財政指標の状況について、財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を示します。

1) 財政力指数※1

財政力指数は、平成 22 年度からほぼ横ばいで推移しています。福島県内市町村平均と比較すると例年 0.1 程度上回っており、県内市町村の中では財政力が比較的安定しています。

図表 1.3.5 財政力指数の推移



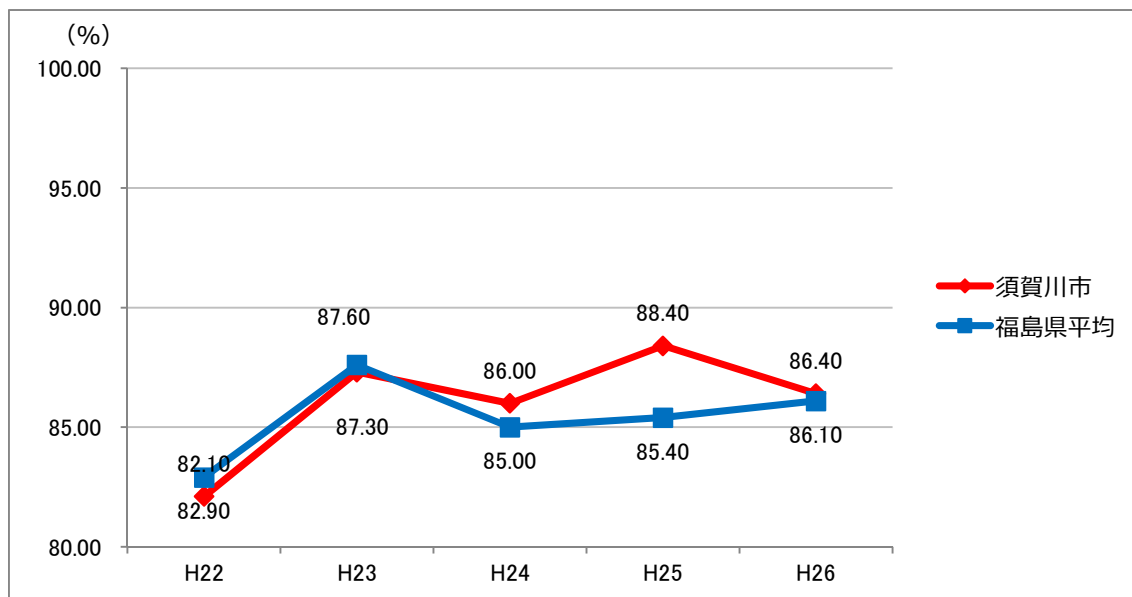
※1 地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。1 を超える団体は国からの支援を要しない強さを示し、普通交付税の不交付団体となります。

2) 経常収支比率^{※2}

経常収支比率は、平成 22 年度を除けば 85～90%の間を推移しています。

平成 23 年度からは東日本大震災による歳入の減免などの影響で一時的に比率が上昇していますが、今後も比率の低減に努める必要があります。

図表 1.3.6 経常収支比率の推移

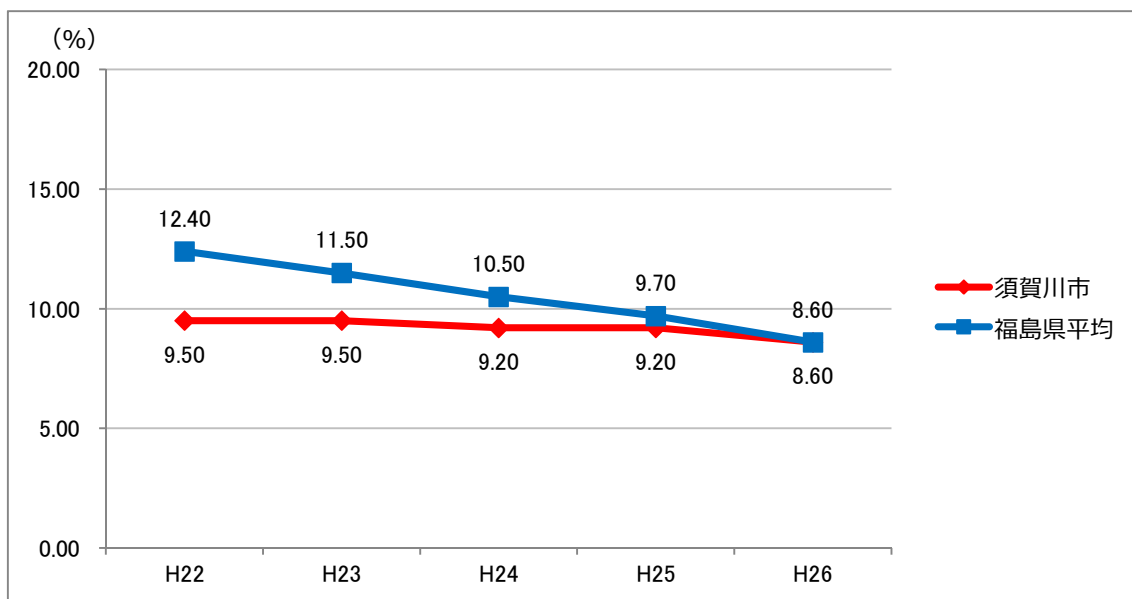


※2 人件費や公債費、扶助費などの義務的性格の強い（節減することが困難な）経常経費に、市税や普通交付税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。この比率が高いほど、新しいサービスを行うための余裕がないことを示しています。

3) 実質公債費比率^{※3}

実質公債費比率は、わずかながら減少傾向にあります。福島県内市町村平均と比較するとやや低めの水準で推移しており、引き続き公債費の抑制に努めていく必要があります。

図表 1.3.7 実質公債比率の推移

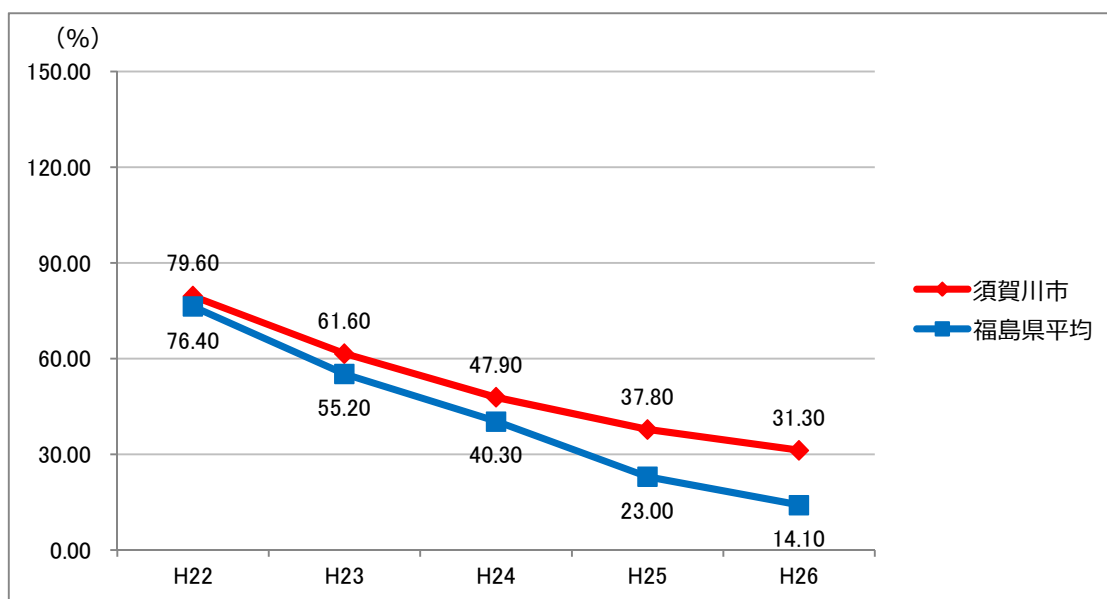


※3 地方公共団体の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。「標準財政規模」に対する元利償還金及び準元利償還金の割合で、決算に基づく数値の3カ年平均によって算出されます。
 「標準財政規模」…地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

4) 将来負担比率^{※4}

将来負担比率は減少傾向が続いていますが、福島県内市町村平均と比較するとやや高めの水準で推移しており、今後も引き続き比率の低減に努めていく必要があります。

図表 1.3.8 将来負担比率の推移



※4 地方公共団体の実質的な将来負担の程度を示す指標です。一部事務組合や第三セクター等も含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合を示しています。

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の整備状況

(1) 公共施設（建物）の保有数量

本計画で対象とする建築系公共施設全 301 施設の用途は 12 分類となります。総棟数は 752 棟、延床面積の合計は 315,276 m²です。

用途別延床面積は、学校教育系施設（40.4%）、公営住宅（21.5%）、スポーツ・レクリエーション系施設（14.2%）の順となっています。

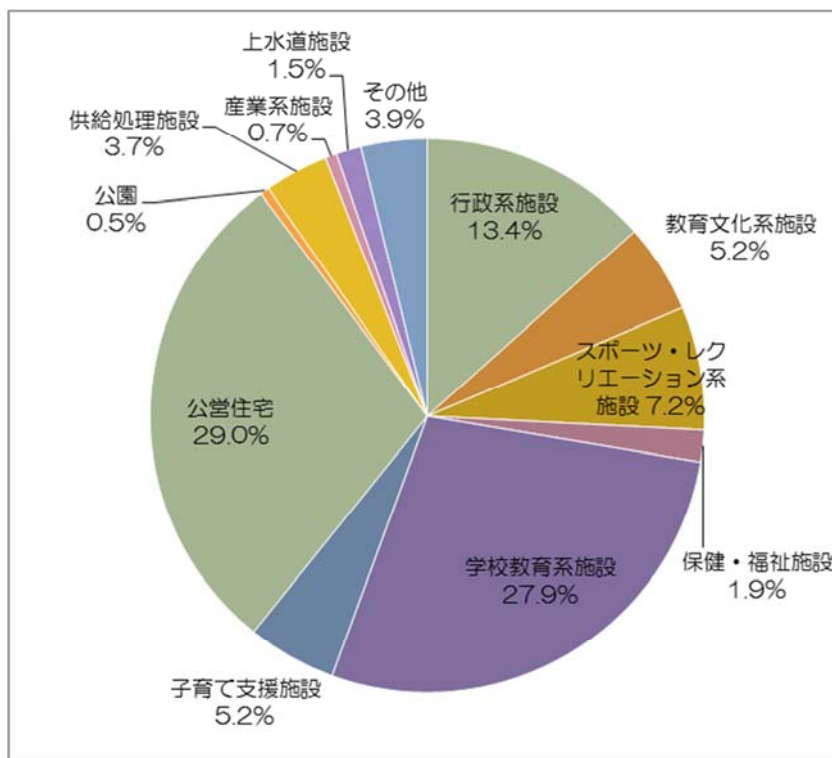
図表 2.1.1 公共施設（建物）の用途別保有数量（基準日：平成 27 年 4 月 1 日）

施設の用途	主な対象施設	施設数	棟数		延床面積		1人当たり延床面積 (m ² /人)
				(%)	(m ²)	(%)	
1 行政系施設	庁舎、消防屯所、ふれあいホーム	97	101	13.4%	9,632.4	3.1%	0.1
2 教育文化系施設	公民館、勤労青少年ホーム、文化センター、ふれあいセンター、農村環境改善センター、図書館、博物館、歴史民俗資料館、市民の森、ふくしま森の科学体験センター	20	39	5.2%	26,347.6	8.4%	0.3
3 スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、アリーナ、スポーツ会館、武道館、野球場、テニスコート、プール、市民温泉、トレーニングセンター、屋内ゲートボール場、多目的グラウンド、やまゆり荘、花神亭、コミュニティプラザ、牡丹会館、フックセンター、水と緑のふれあいプラザ、三世代交流館	29	54	7.2%	44,866.6	14.2%	0.6
4 保健・福祉施設	老人福祉センター、母子生活支援施設、保健センター、たけのこ園、老人憩の家、デイサービスセンター、小規模通所作業所	11	14	1.9%	7,634.7	2.4%	0.1
5 学校教育系施設	小学校、中学校、給食センター	28	210	27.9%	127,483.4	40.4%	1.6
6 子育て支援施設	幼稚園、保育所・園、児童クラブ館、児童館、こども園	33	39	5.2%	16,003.2	5.1%	0.2
7 公営住宅	市営住宅	19	218	29.0%	67,875.1	21.5%	0.9
8 公園	公園管理事務所、屋外調理棟	3	4	0.5%	357.3	0.1%	0.005
9 供給処理施設	浄化センター、清流センター、集落排水処理施設、防災・水防倉庫、ごみ集積場下処理施設、排水ポンプ場・格納庫	28	28	3.7%	3,772.6	1.2%	0.05
10 産業系施設	産業会館、労働福祉会館、事務所	3	5	0.7%	2,204.3	0.7%	0.03
11 上水道施設	浄水場	8	11	1.5%	2,085.0	0.7%	0.03
12 その他	普通財産(建物)、資材倉庫、教員住宅、除雪車庫、自転車等収納小屋、生活環境保全林小規模作業所、長沼東部コミュニティセンター	22	29	3.9%	7,013.8	2.2%	0.1
計		301	752	100%	315,276.0	100%	4.0

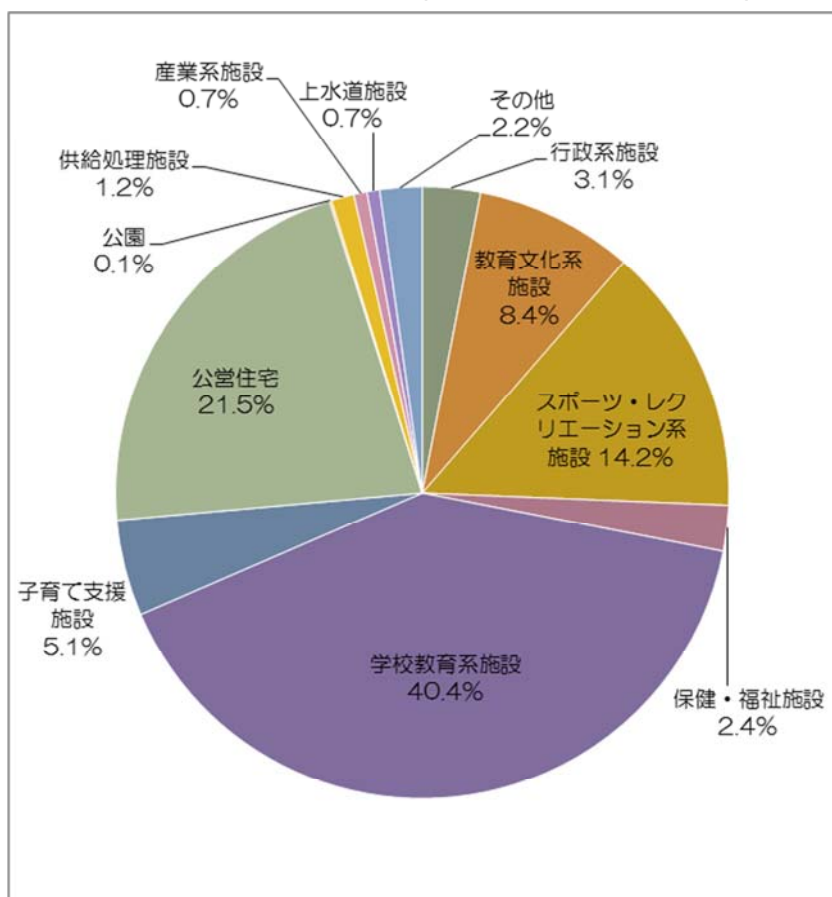
※構成比は、小数点第2位で四捨五入しています。

注) 普通財産：市が保有・管理する公共施設のうち、行政財産（建築物及びインフラ系施設）を除いたもの

図表 2.1.2 公共施設（建物）の用途別棟数（構成比）



図表 2.1.3 公共施設（建物）の用途別床面積（構成比）



はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

(2) 1人当たりの公共施設（建物）の延床面積

本市の公共施設（建物）の延床面積（315,342㎡）を、市民1人あたりに換算すると4.0㎡/人（平成27年住民基本台帳値比）となり、全国平均3.4㎡/人（平成24年2月 東洋大学調査資料「全国自治体公共施設延床面積データ」※1）より高くなっています。

なお、市町村合併を行った市は、1人当たりの延床面積が比較的高い傾向が見られます。

図表 2.1.4 東北地方における類似団体（注）の公共施設（建物）の1人当たりの延床面積（平成25年時点）

県名	団体名	人口 (人)	延床面積 (㎡)	1人当たり 延床面積 (㎡/人)	合併前市町村
秋田県	由利本荘市	85,229	615,271	7.2	本荘市、由利郡（矢島町・岩城町・由利町・西目町・鳥海町・東由利町・大内町）
宮城県	栗原市	74,932	529,244	7.1	栗原郡（一迫町・鶯沢町・金成町・栗駒町・志波姫町・瀬峰町・高清水町・築館町・若柳町・花山村）
岩手県	宮古市	59,430	402,464	6.8	宮古市、下閉伊郡（田老町・新里村）
青森県	五所川原市	58,421	380,435	6.5	五所川原市、北津軽郡（金木町・市浦村）
秋田県	大仙市	88,301	561,935	6.4	大曲市、仙北郡（神岡町・西仙北町・中仙町・協和町・仙北町・太田町・南外村）
秋田県	横手市	98,367	623,041	6.3	横手市、平鹿郡（増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村）
青森県	むつ市	61,066	360,570	5.9	むつ市、下北郡（川内町・大畑町・協野沢村）
秋田県	大館市	78,946	441,663	5.6	大館市、北秋田郡（比内町・田代町）
宮城県	気仙沼市	73,489	362,362	4.9	気仙沼市、本吉郡（唐桑町・本吉町）
秋田県	能代市	59,084	290,129	4.9	能代市、山本郡（二ツ井町）
岩手県	北上市	93,138	424,110	4.6	
福島県	南相馬市	70,878	321,947	4.5	原町市、相馬郡（鹿島町・小高町）
青森県	十和田市	66,110	287,331	4.3	十和田市、上北郡（十和田湖町）
福島県	須賀川市	78,033	315,342	4.0	須賀川市、岩瀬郡（長沼町・岩瀬村）
山形県	米沢市	89,401	333,969	3.7	
山形県	天童市	62,214	197,318	3.2	
宮城県	多賀城市	63,060	165,851	2.6	
東北地方の類似団体平均		74,123	388,999	5.2	
全国自治体の平均※1				3.4	

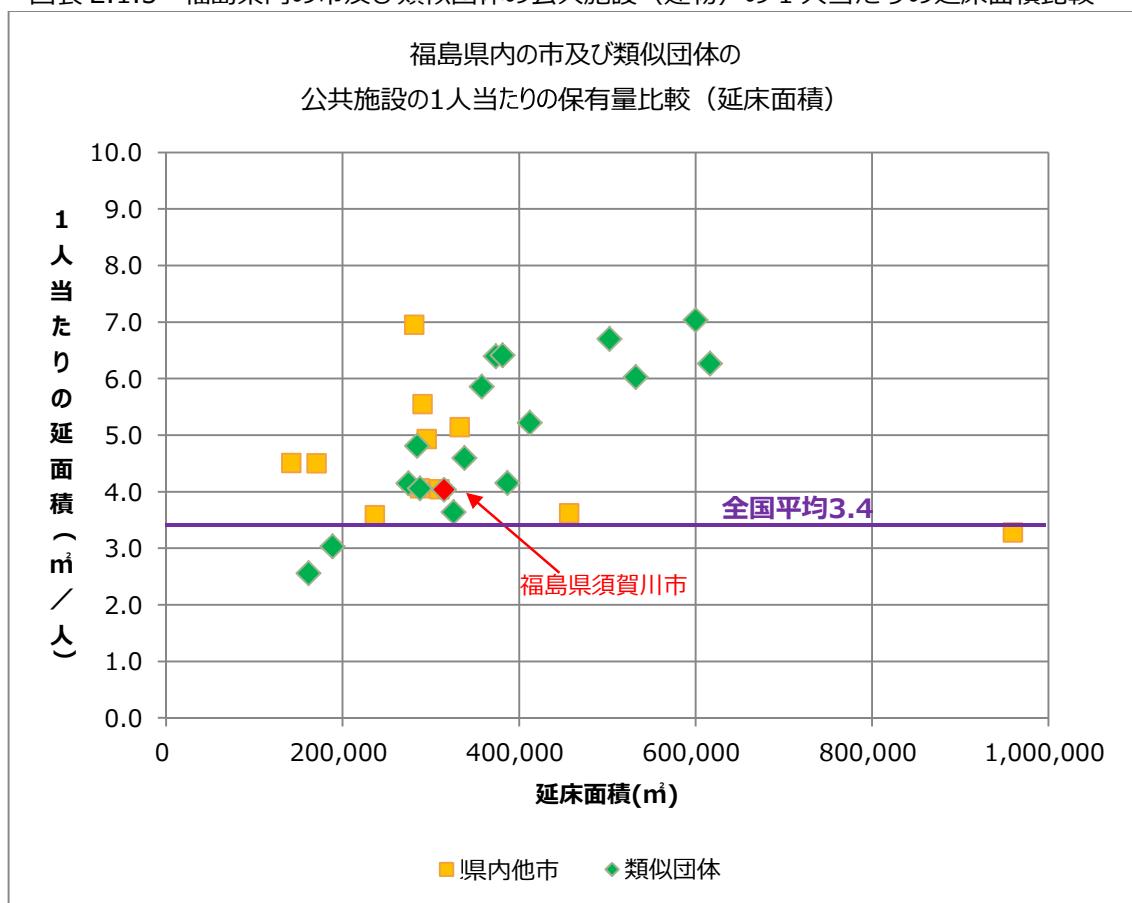
※ 須賀川市以外は、人口は平成22年国勢調査、公有財産面積は平成25年度末 総務省「公共施設状況調査経年比較表」の数値を採用

※1 「全国自治体公共施設延床面積データ」では、HPにデータが公開されていた全国981自治体を対象に公共施設の延床面積を整理

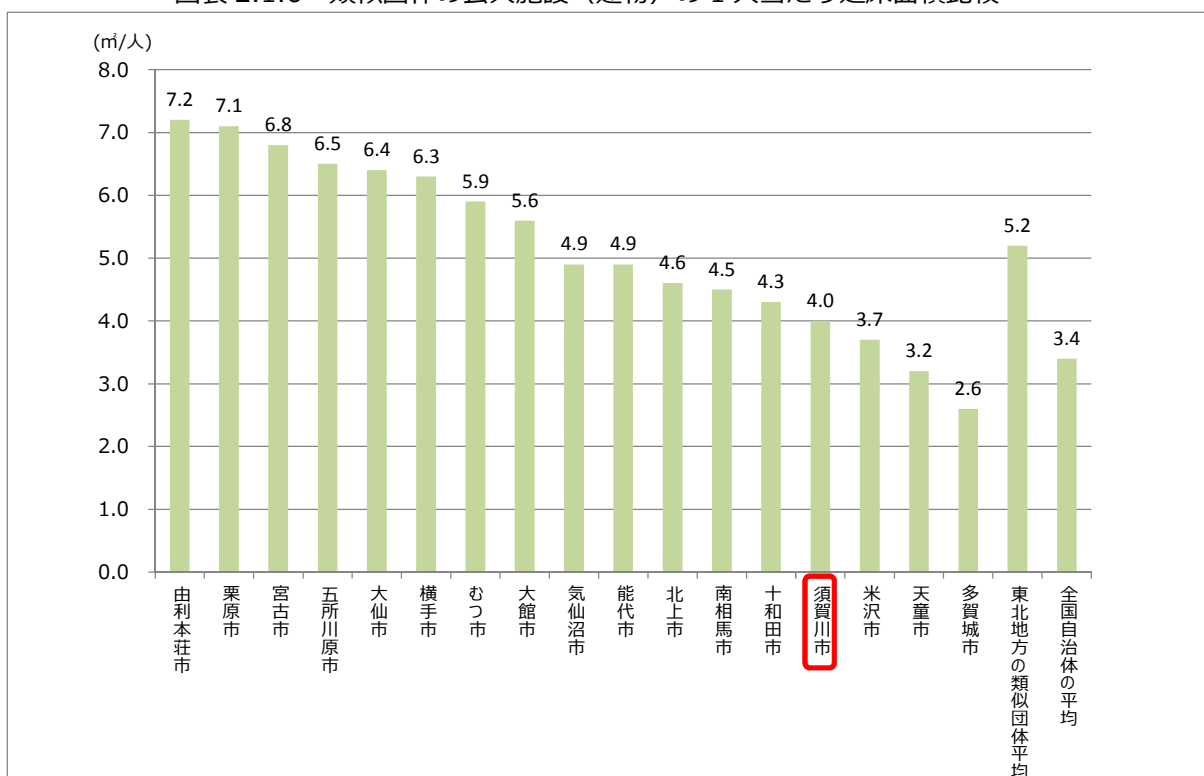
注) 類似団体：全市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「特別区」「その他の一般市」「町村」に区分し、「その他の一般市」と「町村」は人口と産業構造に応じ、「一般市」を16類型に、「町村」を15類型に区分したもの（総務省HPより）

本市の平成25年時における類型区分は「Ⅱ-1」（人口：50,000～100,000人、産業構造：Ⅱ次・Ⅲ次産業就業率95%未満かつⅢ次55%以上）

図表 2.1.5 福島県内の市及び類似団体の公共施設（建物）の1人当たりの延床面積比較



図表 2.1.6 類似団体の公共施設（建物）の1人当たり延床面積比較



はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

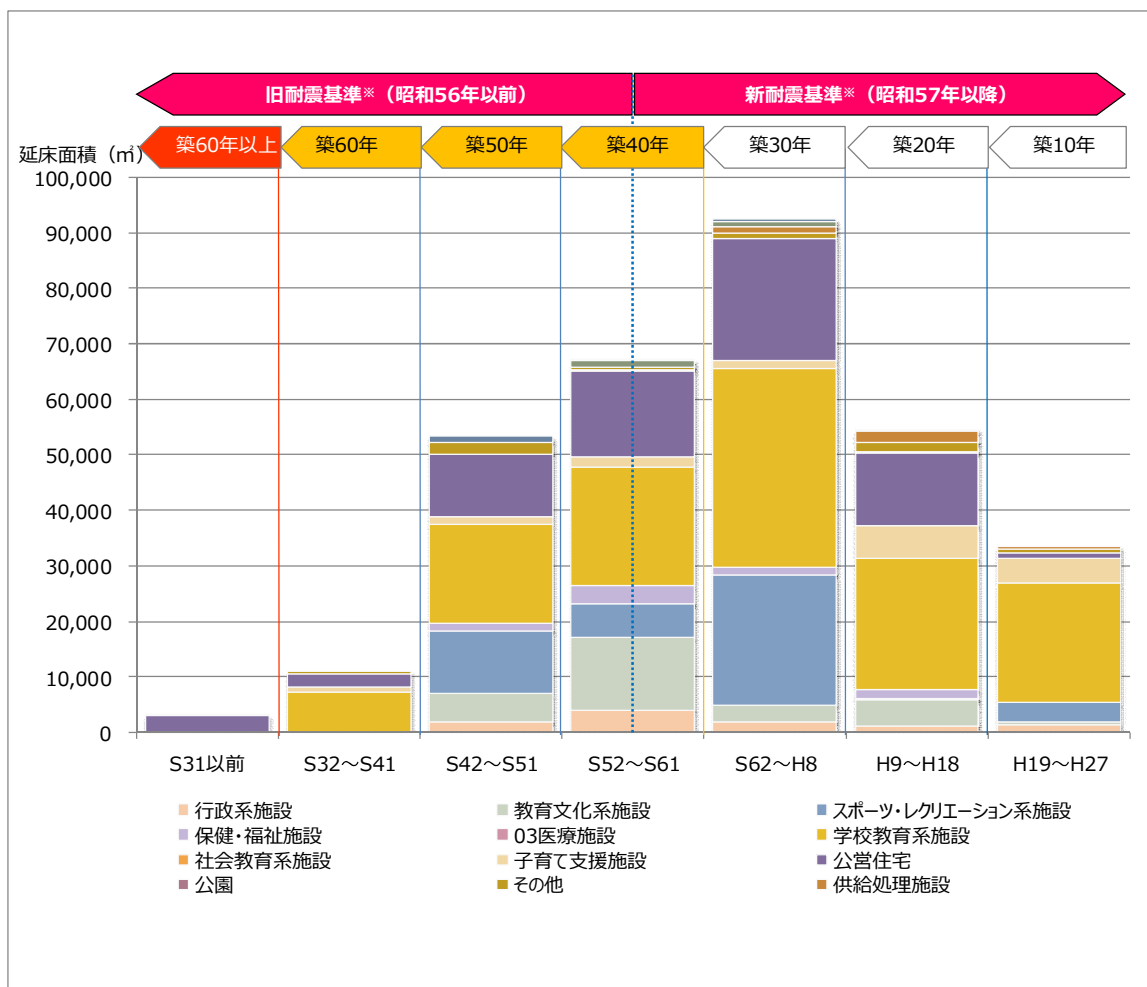
(3) 建築年別公共施設の整備の状況

1) 建築年別公共施設（建物）の整備の状況

本市の公共施設（建物）の建築年代をみると、高度経済成長期の昭和45年頃から多くの施設が整備されており、公営住宅などで築60年を経過する建物も現存します。

昭和40年代初期から学校教育系施設、昭和50年代初期からスポーツ・レクリエーション系施設の整備が多くなっています。これらの施設は築40年以上を経過し、今後10年間で大規模改修などの必要性が同時期に集中してくるおそれがあります。

図表 2.1.7 用途別・建築年別の公共施設（建物）の延床面積



※昭和56年6月に建築基準法が改正されています。ここでは、昭和56年以前建築を「旧耐震」、昭和57年以降建築を「新耐震」に分類しています。

2) 老朽化の状況

本市の公共施設（建物）は築30年未満の建物が多く、築30年以上の延床面積は約134,546㎡で42.7%です。建替えが必要となる築60年以上の建物が1.0%あるほか、今後10年以内に大規模改修が必要となる築20～29年の建物が29.3%となっています。

用途別では、築30年以上経過している施設の延床面積が、教育文化系施設、上水道施設で約7割、行政系施設、保健・福祉施設、公園で約6割となっていることから、早期に老朽化対策を検討する必要があります。

図表 2.1.8 用途別・経過年別延床面積の状況

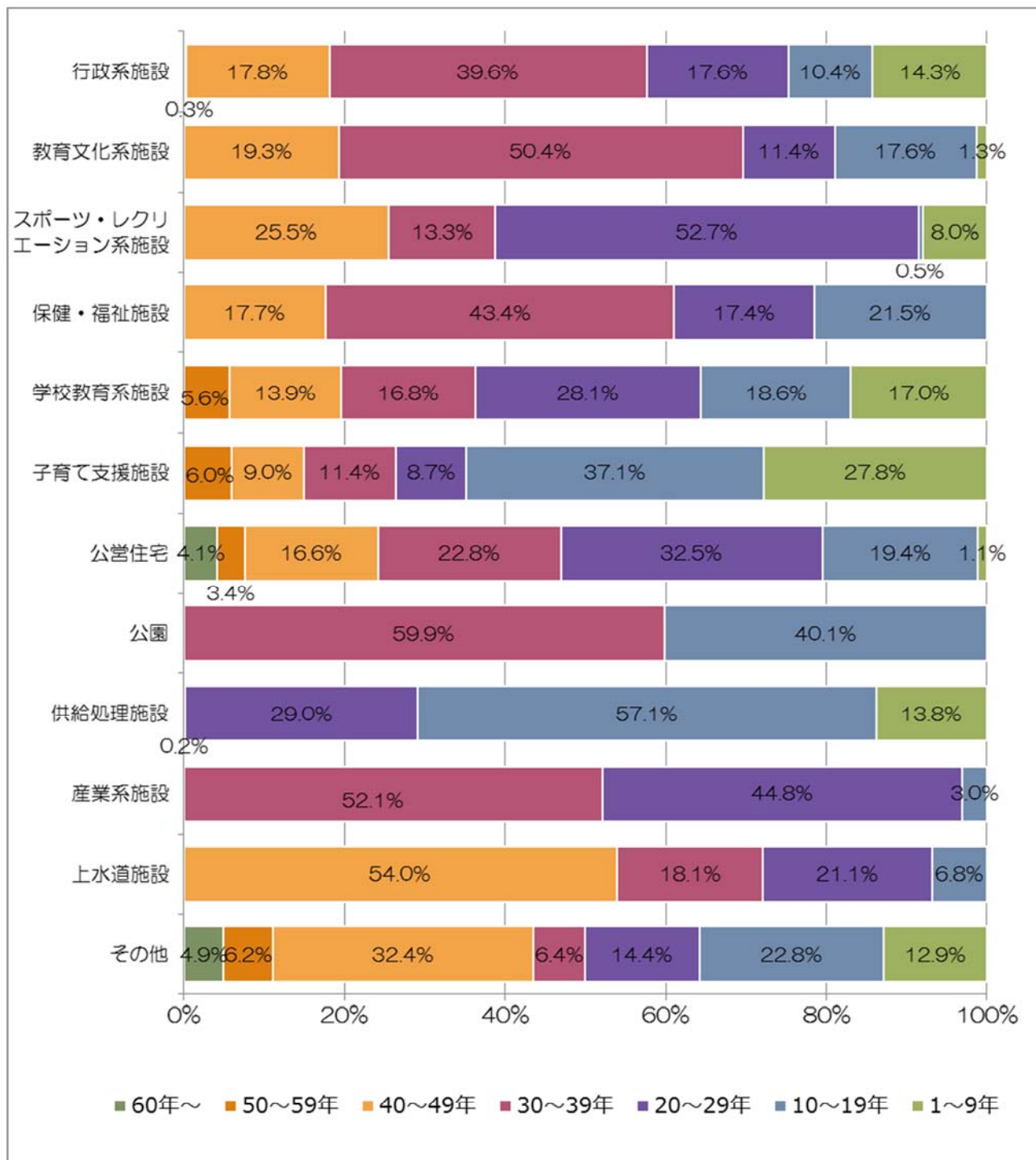
単位：㎡

分類	経過年数								計
	60年～	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	1～9年	不明	
行政系施設	29.0	-	1,693.8	3,771.1	1,670.2	991.4	1,361.1	115.8	9,632.4
教育文化系施設	-	-	5,087.9	13,273.1	3,006.9	4,649.6	330.1	-	26,347.6
スポーツ・レクリエーション系施設	-	-	11,443.0	5,939.8	23,608.3	236.2	3,589.7	49.7	44,866.6
保健・福祉施設	-	-	1,351.2	3,309.9	1,331.9	1,641.7	-	-	7,634.7
学校教育系施設	-	7,190.1	17,722.1	21,361.3	35,821.5	23,724.2	21,605.1	59.1	127,483.4
子育て支援施設	-	956.0	1,436.1	1,827.0	1,396.4	5,938.5	4,440.8	8.4	16,003.2
公営住宅	2,795.1	2,340.6	11,278.2	15,472.0	22,083.7	13,154.0	751.5	-	67,875.1
公園	-	-	-	214.0	-	143.3	-	-	357.3
供給処理施設	-	-	-	6.5	1,092.8	2,154.0	519.4	-	3,772.6
産業系施設	-	-	-	1,148.8	988.6	67.0	-	-	2,204.3
上水道施設	-	-	1,126.0	378.0	439.0	142.0	-	-	2,085.0
その他	332.6	424.3	2,204.9	433.8	980.5	1,550.6	879.0	208.2	7,013.8
計	3,156.7	10,911.1	53,343.1	67,135.3	92,419.7	54,392.4	33,476.6	441.2	315,276.0
構成比	1.0%	3.5%	16.9%	21.3%	29.3%	17.3%	10.6%	0.1%	100.0%

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しています。

第2章

図表 2.1.9 用途別・経過年別延床面積割合



はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

3) 耐震化実施状況

本市の公共施設（建物）については、新耐震基準で建築された建物が68.7%あります。これに加え、耐震診断の結果、耐震補強工事不要と判断された建物が5.0%、耐震工事実施済の建物が1.9%あることから、全体として耐震化実施済と判断される建物の割合は75.7%となっています。

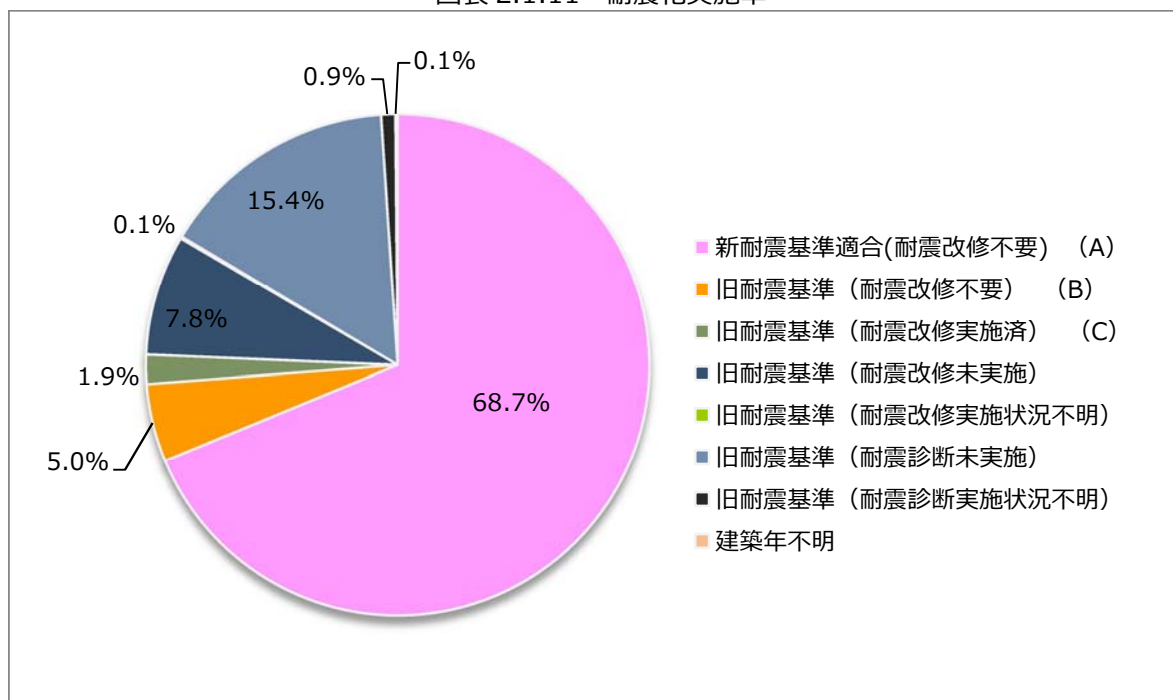
本市では残る24.3%の公共施設（建物）において、耐震性の確保が求められています。

図表 2.1.10 耐震化実施状況

建築年	適合耐震基準	耐震診断	診断結果	耐震工事	区分の表示	延床面積㎡	比率
判明	新耐震基準	(耐震性有)	耐震化不要	-	新耐震基準適合(耐震改修不要) (A)	216,688.8	68.7%
			耐震化必要	-	旧耐震基準(耐震改修不要) (B)	15,899.5	5.0%
	旧耐震基準	実施済	耐震化必要	実施済	旧耐震基準(耐震改修実施済) (C)	5,969.0	1.9%
			耐震化必要	未実施	旧耐震基準(耐震改修未実施)	24,593.1	7.8%
			耐震化必要	不明	旧耐震基準(耐震改修実施状況不明)	401.4	0.1%
	旧耐震基準	未実施	-	-	旧耐震基準(耐震診断未実施)	48,404.2	15.4%
旧耐震基準	不明	-	-	旧耐震基準(耐震診断実施状況不明)	2,878.8	0.9%	
不明	-	-	-	建築年不明	441.2	0.1%	
総計						315,276.0	100.0%
耐震化済 (A) + (B) + (C)						238,557.3	75.7%

※数値は四捨五入しているため、合計が合わないところがあります。

図表 2.1.11 耐震化実施率



2. インフラ資産の整備状況

インフラ資産（道路、橋梁、上水道施設、下水道等施設等）について、それぞれの施設の現況（延長・面積、整備年代）を把握し、以下に整理しました。

図表 2.2.1 インフラ資産の状況

		延長 (m)	面積 (㎡)	備考
道路	一般道路	1,458,073	7,622,727	
	自転車歩行者専用道路	11,621	41,753	
橋梁		6,260	41,668	本数：400 橋梁長寿命化計画策定済（平成22年・25年） 橋梁改良率：0%
上水道		574,563	-	耐震管整備率：7.2% 上水道普及率：90.4%
下水道	公共下水道	225,300	-	下水道普及率：48.5% 下水道接続率：79.0%
	農業集落排水施設	174,561	-	農業集落排水普及率：14.3% 農業集落排水接続率：93.0%

(1) 道路の整備状況

本市の道路の総延長は約 1,458.1km（総面積：約 762.3 万㎡）となっています。また、自転車歩行者専用道路が総延長約 11.6km（総面積：約 4.2 万㎡）整備されています。

(2) 橋梁の整備状況

本市の橋梁は 400 橋で、面積約 4.2 万㎡、総延長は約 6.3km です。

このうち、整備後 30 年未満の橋梁は 40.0%、整備後 30 年以上経過する橋梁は 45.5% を占めています。法定耐用年数 60 年以上が経過する橋は 1.4%、今後 10 年以内に耐用年数を経過する築 50～59 年の橋は 2.0% となっています。

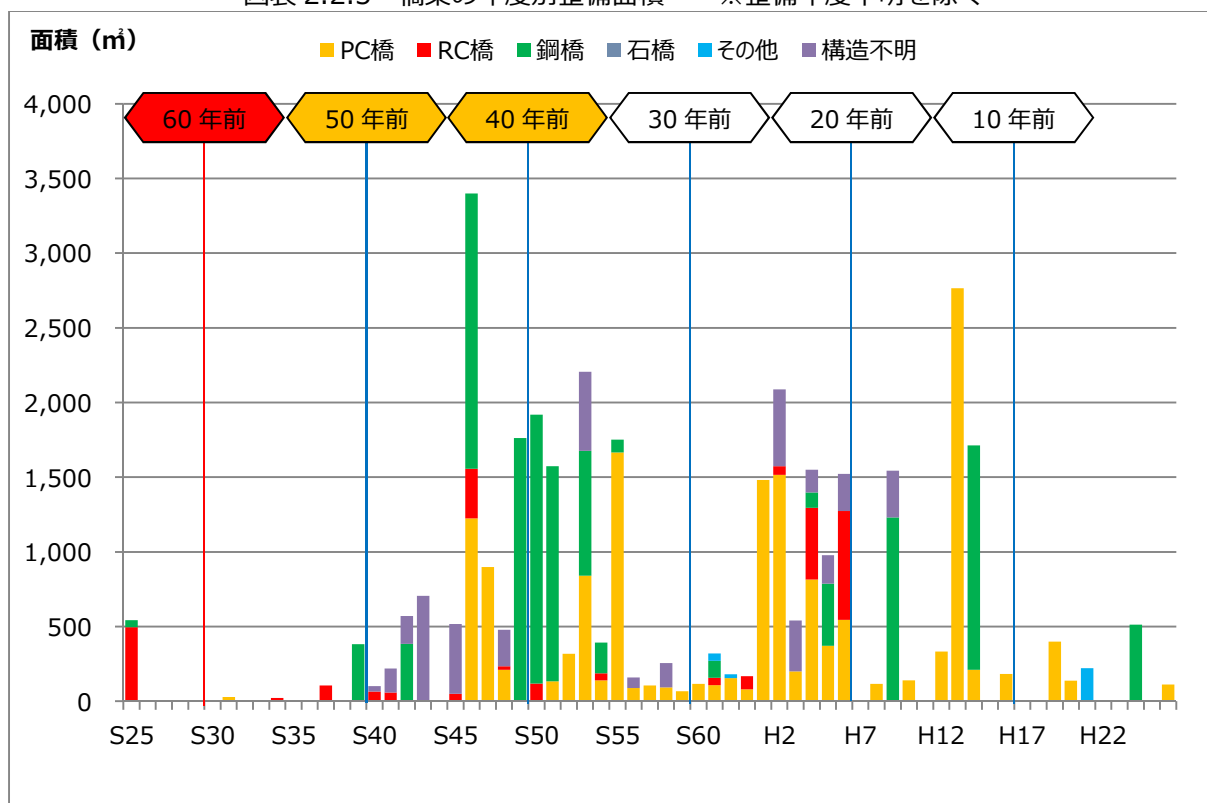
図表 2.2.2 橋梁の構造別整備面積

単位：㎡

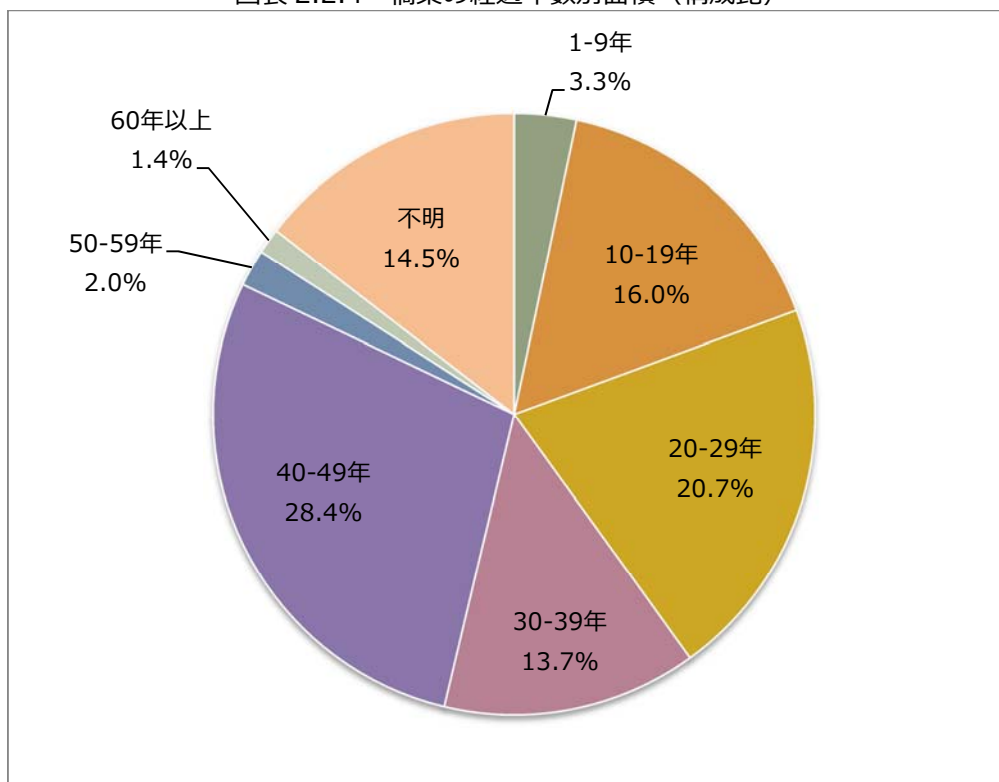
	1-9年	10-19年	20-29年	30-39年	40-49年	50-59年	60年以上	不明	計
PC橋	651	3,632	5,284	3,544	2,468	0	29	1,807	17,416
RC橋	0	0	1,352	99	523	253	495	2,657	5,380
鋼橋	514	2,736	517	1,240	7,232	382	48	135	12,804
石橋	0	0	0	0	0	0	0	15	15
その他	223	0	24	48	0	0	0	39	334
不明	0	313	1,449	764	1,605	195	0	1,395	5,720
計	1,388	6,681	8,626	5,695	11,829	830	572	6,049	41,668
構成比	3.3%	16.0%	20.7%	13.7%	28.4%	2.0%	1.4%	14.5%	100.0%

※構成比は、小数点第 2 位で四捨五入しています。

図表 2.2.3 橋梁の年度別整備面積 ※整備年度不明を除く



図表 2.2.4 橋梁の経過年数別面積 (構成比)



はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

第2章

(3) 上水道施設の整備状況

本市の上水道施設は、管路延長約 574.6km が整備されており、その多くを配水管が占めています。

このうち、法定耐用年数 40 年を経過する管路が 9.6%あるほか、今後 10 年以内に耐用年数を経過する築 30～39 年の管路が 28.6%を占めています。

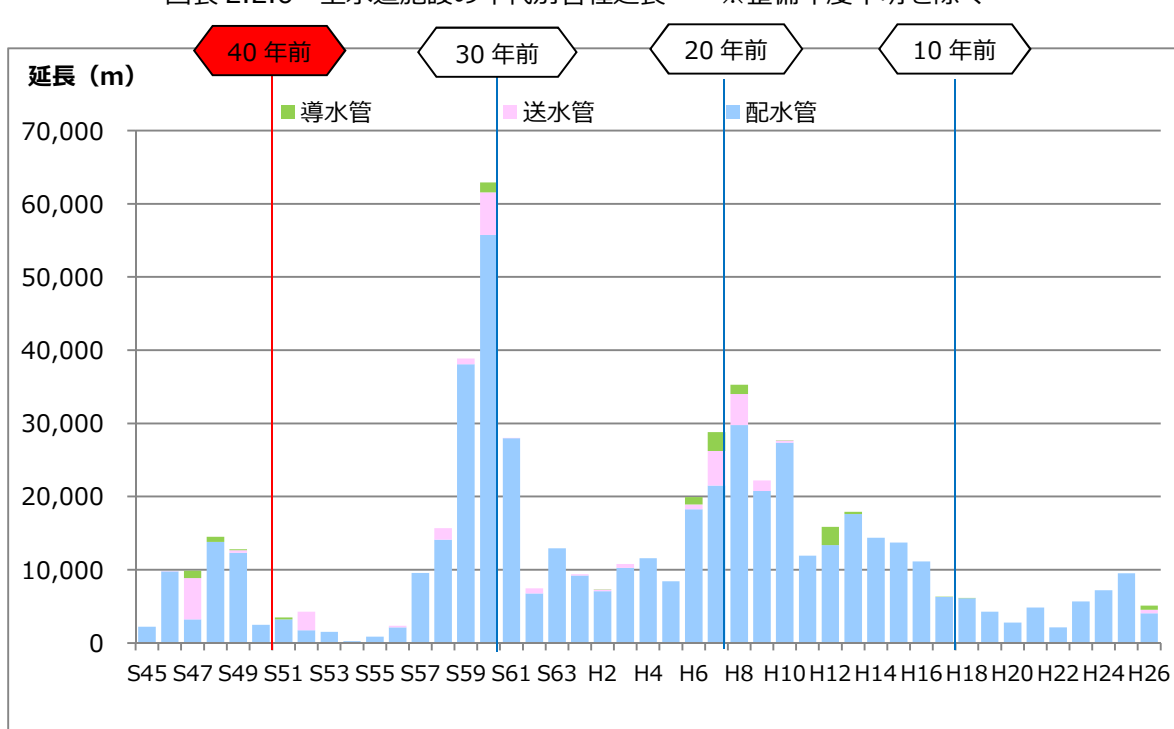
図表 2.2.5 上水道施設の管種別整備延長

単位：m

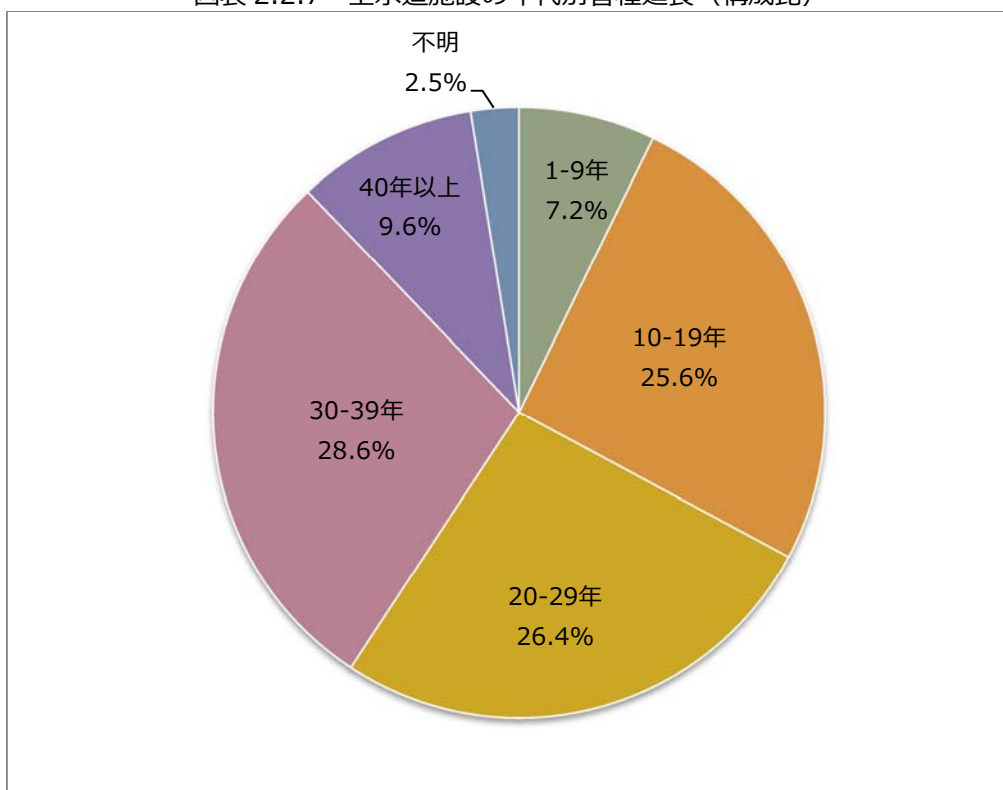
管種	1-9年	10-19年	20-29年	30-39年	40年以上	不明	計
導水管	542	2,866	4,873	1,368	2,151	0	11,800
送水管	517	1,763	11,239	10,997	6,010	3,751	34,277
配水管	40,407	142,624	135,695	151,908	47,000	10,852	528,486
計	41,466	147,253	151,807	164,273	55,161	14,603	574,563
構成比	7.2%	25.6%	26.4%	28.6%	9.6%	2.5%	100.0%

※延長は小数点第 1 位で、構成比は小数点第 2 位で四捨五入しています。

図表 2.2.6 上水道施設の年代別管種延長 ※整備年度不明を除く



図表 2.2.7 上水道施設の年代別管種延長（構成比）



- はじめに
- 人口・財政の状況
- 公共施設等の現状
- 中期的な経費の見込み等
- 公共施設等の管理に関する基本方針
- 施設類型ごとの基本的な方針
- 推進体制

第2章

(4) 下水道等施設の状況

本市の下水道等施設は、管路延長約 399.9km（公共下水道約 225.3km、農業集落排水施設約 174.6km）が整備されており、その多くを塩化ビニール管が占めています。

法定耐用年数の 50 年を過ぎている管路は無く、今後 10 年以内に耐用年数を経過する築 40 年以上の管路も 0.02%となっています。

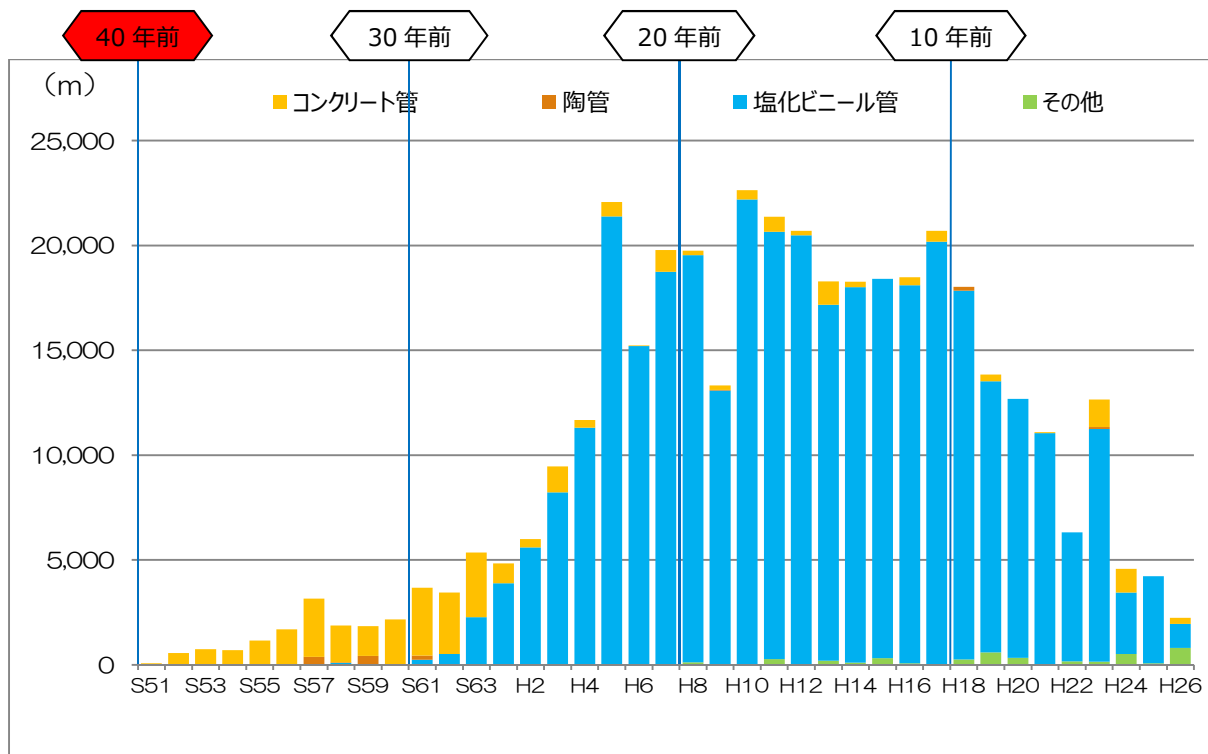
図表 2.2.8 下水道等施設の管種別整備延長

単位：m

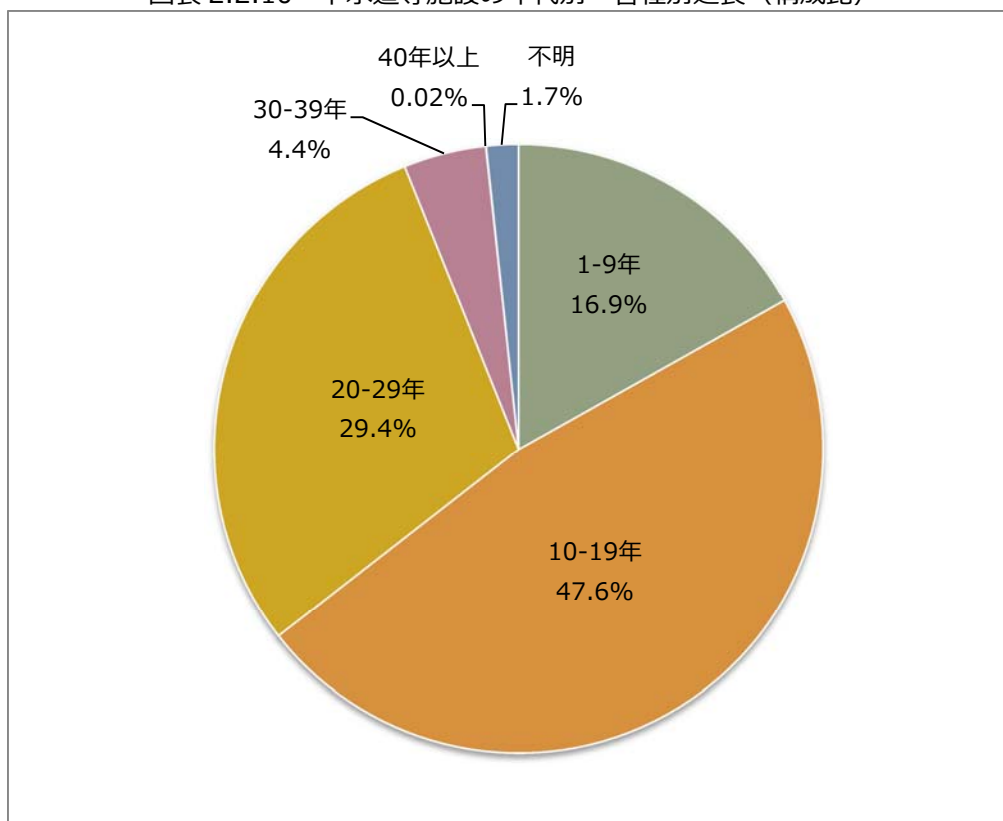
		1-9年	10-19年	20-29年	30-39年	40年以上	不明	計
公共下水道	コンクリート管	3,086	3,863	10,951	16,101	74	29	34,103
	陶管	93	223	0	1,115	0	0	1,431
	塩化ビニール管	42,798	81,952	53,967	318	0	6,697	185,732
	その他	2,609	1,199	117	0	0	108	4,033
	計	48,585	87,238	65,035	17,533	74	6,835	225,300
	構成比	21.6%	38.7%	28.9%	7.8%	0.03%	3.0%	100.0%
農業集落排水施設	コンクリート管	0	0	0	0	0	0	0
	陶管	0	0	0	0	0	0	0
	塩化ビニール管	19,023	102,951	52,587	0	0	0	174,561
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	計	19,023	102,951	52,587	0	0	0	174,561
	構成比	10.9%	59.0%	30.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	コンクリート管	3,086	3,863	10,951	16,101	74	29	34,103
	陶管	93	223	0	1,115	0	0	1,431
	塩化ビニール管	61,821	184,903	106,554	318	0	6,697	360,293
	その他	2,609	1,199	117	0	0	108	4,033
	計	67,608	190,189	117,622	17,533	74	6,834	399,861
	構成比	16.9%	47.6%	29.4%	4.4%	0.02%	1.7%	100.0%

※延長は小数点第1位で、構成比は小数点第2位（40年以上のみ小数点第3位）で四捨五入しています。

図表 2.2.9 下水道等施設の年代別・管種別整備状況 ※整備年度不明分除く



図表 2.2.10 下水道等施設の年代別・管種別延長（構成比）



はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

第3章 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る 中長期的な経費の見込み等

1. 中長期的な経費の試算方式

本計画における中長期的な経費の試算は、建物の大規模改修が必要とされる期間（一般に建築後30年）を考慮し、平成28年度から平成67年度までの40年間を対象に実施します。

また、本計画での試算に当たっては、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成27年5月）」に基づき、次の項目について設定します。

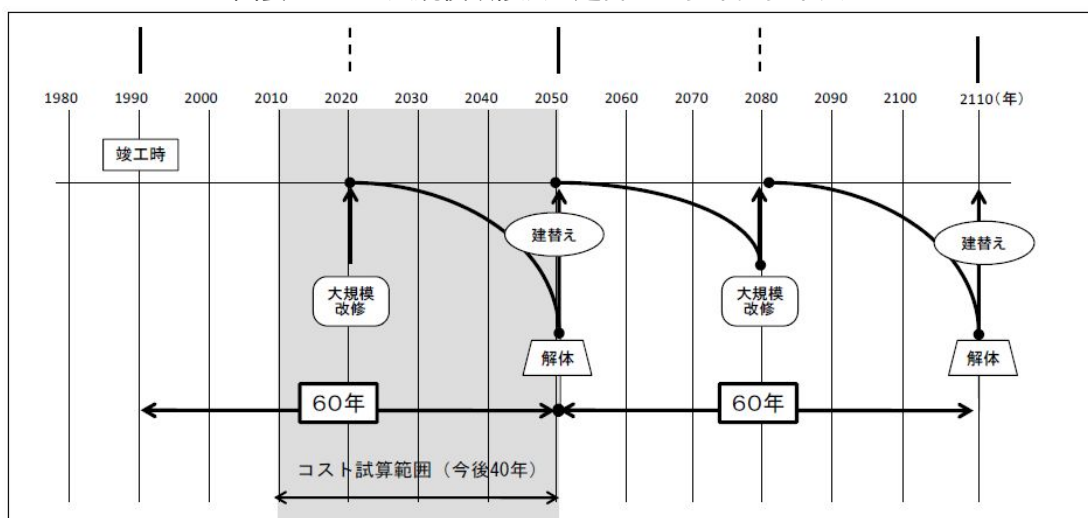
- 耐用年数の設定
- 単価の設定（大規模改修・建替え）
- 期間の設定（大規模改修・建替え）
- 築30年以上経過している施設の処理（経過期間：大規模改修・建替え）

（1）建替えコストの考え方

1) 建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる **60年**を設定します。

図表 3.1.1 大規模改修及び建替えのライフサイクル



資料：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月 財団法人自治総合センター）

2) 建替え単価の設定

本計画においては、次の単価を用いて試算を行います。

図表 3.1.2 施設用途別の建替え単価

NO	施設の用途	単価
1	行政系施設	40 万円/m ²
2	教育文化系施設	40 万円/m ²
3	スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/m ²
4	保健・福祉施設	36 万円/m ²
5	学校教育系施設	33 万円/m ²
6	子育て支援施設	33 万円/m ²
7	公営住宅	28 万円/m ²
8	公園	33 万円/m ²
9	供給処理施設	36 万円/m ²
10	産業系施設	40 万円/m ²
11	上水道施設	36 万円/m ²
12	その他	36 万円/m ²

3) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

4) 建替えコストの計算例

<通常の建替えの場合>

例えば昭和35年度の建築の場合、平成32年度が建築から60年目にあたることから、59年目の平成31年度から工事を開始し、61年目の平成33年度に工事完了となります。

建築年	59年目	60年目	61年目
昭和35年度	← 建替え開始		完了 →
	平成31年度	平成32年度	平成33年度

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、行政系施設を建替える場合は、単価40万円/m²、延床面積を3,000m²と仮定すると、以下のように年間4億円のコストとなります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (40 万円/m}^2\text{)} \times \text{延床面積 (3,000 m}^2\text{)} / 3 \text{ 年} = 4 \text{ 億円/年}$$

(2) 大規模改修コストの考え方

1) 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律 30 年目に実施することと仮定します。ただし、そのうち今後 10 年以内に建替え期となる建物については、大規模改修を実施しないものとします。

2) 大規模改修単価の設定

本計画においては、次の単価を用いて試算を行います。

図表 3.1.3 施設用途別の大規模改修単価

NO	施設の用途	単価
1	行政系施設	25 万円/㎡
2	教育文化系施設	25 万円/㎡
3	スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡
4	保健・福祉施設	20 万円/㎡
5	学校教育系施設	17 万円/㎡
6	子育て支援施設	17 万円/㎡
7	公営住宅	17 万円/㎡
8	公園	17 万円/㎡
9	供給処理施設	20 万円/㎡
10	産業系施設	25 万円/㎡
11	上水道施設	20 万円/㎡
12	その他	20 万円/㎡

3) 修繕期間

大規模改修では修繕期間を 2 年とし、費用を均等配分とします。

4) 修繕コストの計算例

＜通常の修繕の場合＞

例えば平成2年度の建築の場合、平成32年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる平成31年度から工事を開始し、30年目にあたる平成32年度に工事完了となります。

建築年	29年目	30年目
平成2年度	← 修繕開始 平成31年度	→ 完了 平成32年度

年間費用は、修繕費用を2等分した値とし、行政系施設を修繕する場合は、単価25万円/㎡、延床面積2,000㎡と仮定すると、以下のように年間2億5,000万円のコストとなります。

$$\begin{aligned} \text{年間費用} &= \text{単価 (25万円/㎡)} \times \text{延床面積 (2,000㎡)} / 2 \text{カ年} \\ &= 2 \text{億} 5,000 \text{万円/年} \end{aligned}$$

5) 築30年以上経過している施設の取り扱い

既に30年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、**今後10年間で実施するものとします**。なお、建設時からの経過年数が、30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定します。

(3) インフラ資産の更新の考え方

1) 道路

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備しており、年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算します。

①道路の耐用年数

道路の耐用年数については、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。

②道路の更新単価の設定

道路の更新については、次の単価を用いて試算を行います。

図表 3.1.4 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路	4,700 円/m ²
	自転車歩行者専用道路	2,700 円/m ²

2) 橋梁

①橋梁の耐用年数

橋梁については、法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じて更新費用を試算します。

②橋梁の更新単価の設定

橋梁の単価については、次の単価を用いて試算を行います。

図表 3.1.5 橋梁の更新単価

分類	対象施設	単価
橋梁	P C (プレストレスト・コンクリート) 橋	425,000 円/m ²
	R C 橋	425,000 円/m ²
	鋼橋	500,000 円/m ²
	その他	425,000 円/m ²

3) 上水道施設

① 上水道施設の耐用年数

上水道管路は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。

上水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設（建物）の更新年数と同じ年数にて更新すると仮定します。

② 上水道管路の更新単価の設定

上水道管路の更新単価については、次の単価を用いて試算を行います。

図表 3.1.6 上水道管路の更新単価

分類	管径	単価
上水道 導水管及び送水管	～300 mm未満	100,000 円/m
	300～500 mm未満	114,000 円/m
	500～1000 mm未満	161,000 円/m
上水道 配水管	～150 mm以下	97,000 円/m
	～200 mm以下	100,000 円/m
	～250 mm以下	103,000 円/m
	～300 mm以下	106,000 円/m
	～350 mm以下	111,000 円/m
	～400 mm以下	116,000 円/m
	～450 mm以下	121,000 円/m
	～500 mm以下	128,000 円/m
	～600 mm以下	142,000 円/m

4) 下水道等施設

① 下水道等施設の耐用年数

下水道等管路は、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。

下水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設（建物）の更新年数と同じ年数にて更新すると仮定します。

② 下水道等管路の更新単価の設定

下水道の更新単価については、次の単価を用いて試算を行います。

第3章

図表 3.1.7 下水道等管路の更新単価

分類	管径	単価
下水道等管路 管径別	～250 mm	61,000 円/m
	251～500 mm	116,000 円/m
	501～1000 mm	295,000 円/m

はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の
見込み等

公共施設等の管理に
関する基本方針

施設類型ごとの
基本的な方針

推進体制

2. 充当可能な財源及び中長期的な経費の見込み

(1) 充当可能な財源の見込み

過去5年間の建物と道路・橋梁に係る投資的経費^{※1}の平均は約23.2億円（用地取得分は含まない。以下同じ。）、上水道施設の投資的経費は約4.1億円、下水道等施設の投資的経費は約17.7億円となっています。

東日本大震災以降、投資的経費は増大し、平成26年度には約56億円となっていますが、これは東日本大震災による影響が大きく、今後は漸減傾向となります。

また、歳出のうち義務的な経費である人件費、扶助費の増加などにより、投資的経費に充てる財源の確保は今後益々厳しくなるものと見込まれます。

図表 3.2.1 投資的経費の推移

単位：百万円

会計	種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	5年間の平均
一般会計	建物	943	1,771	1,280	2,455	2,912	1,872
	土木・インフラ	493	393	501	514	334	447
	道路	482	331	431	442	308	399
	橋梁	12	62	71	72	26	49
	小計	1,436	2,164	1,782	2,969	3,246	2,320
特別会計	上水道施設	149	365	460	502	591	413
	下水道等施設	615	1,697	2,696	2,076	1,742	1,765
	小計	765	2,062	3,157	2,578	2,332	2,179
総計		2,201	4,226	4,938	5,547	5,579	4,498

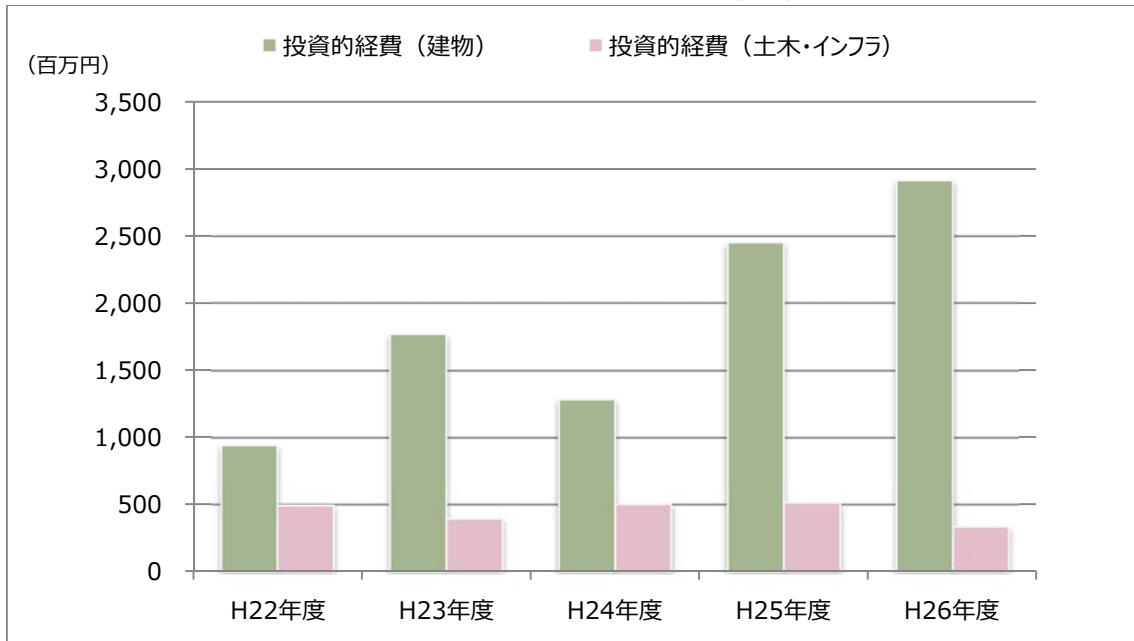
※少数第1位（10万円の位）で四捨五入しています。

※1 決算統計の「普通建設費」から、用地取得費・人件費・需用費・備品購入費・旅費・補助金・負担金・賠償金等及び工事等を伴わない委託料などを除いた項目を集計した金額です。

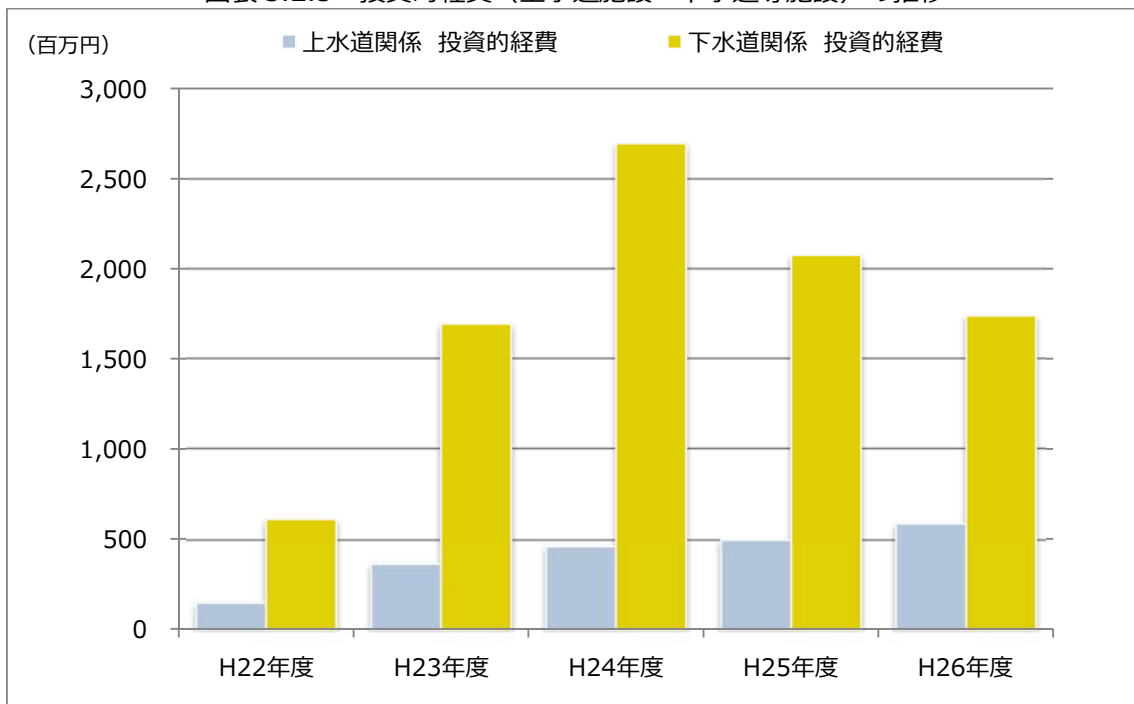
なお、一時的な費用であり、将来的に継続する費用ではない「災害復旧費」は含めていません。

第3章

図表 3.2.2 投資的経費（建物・道路・橋梁）の推移



図表 3.2.3 投資的経費（上水道施設・下水道等施設）の推移



はじめに
人口・財政の状況
公共施設等の現状
中期的な経費の見込み等
公共施設等の管理に関する基本方針
施設類型ごとの基本的な方針
推進体制

(2) 中長期的な経費の見込み

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、現状の公共施設等をそのまま利用し続けた場合にどの程度の見込みとなるかを、「公共施設更新費用試算ソフト (Ver.2.10)」の考え方にに基づき、試算しました。

1) 建物

【試算条件】

- ・新規施設の建設は行わない。
- ・建設後 60 年目で建替え（更新）する。建替え時は費用を 3 年間に分割する。
- ・建設後 30 年で大規模改修を実施する。改修時の費用は 2 年間に分割する。
- ・建設後 30 年以上経過している施設の大規模改修費用は当初 10 年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

40 年間更新費用総額：1274.8 億円（年平均約 31.9 億円）

図表 3.2.4 今後 40 年に要する建物の維持更新費（10 年単位） 単位：億円

10 年間区分	建替え	大規模改修	大規模改修 (積み残し)	合計
当初 10 年間 (平成 28 年～平成 37 年)	32.2	168.7	193.1	394.1
11～20 年目 (平成 38 年～平成 47 年)	161.2	105.0	0.0	266.1
21～30 年目 (平成 48 年～平成 57 年)	223.5	67.0	0.0	290.5
31～40 年目 (平成 58 年～平成 67 年)	306.1	18.0	0.0	324.1
合計	723.0	358.7	193.1	1,274.8

※小数第 2 位（百万円の位）で四捨五入しています。

第3章

図表 3.2.5 今後 40 年に要する建物の用途別維持更新費 単位：億円

分類	建替え	大規模改修	大規模改修 (積み残し)	合計
行政系施設	26.9	10.1	13.5	50.6
教育文化系施設	84.9	20.0	39.1	144.0
スポーツ・レクリエーション系施設	143.0	56.3	31.8	231.2
保健・福祉施設	21.4	6.8	7.7	35.8
学校教育系施設	251.8	154.8	44.8	451.3
子育て支援施設	18.0	21.6	5.5	45.2
公営住宅	143.7	70.6	39.1	253.4
公園	0.7	0.2	0.4	1.3
供給処理施設	3.0	7.5	0.0	10.5
産業系施設	8.5	2.6	2.9	14.1
上水道施設	6.1	1.2	2.8	10.0
その他	15.0	6.9	5.6	27.4
合計	723.0	358.7	193.1	1,274.8

※小数第 2 位（百万円の位）で四捨五入しています。

2) 道路

【試算条件】

- ・新規施設の建設は行わない。
- ・道路舗装部は 15 年で更新し、更新にかかる総費用を 40 年間で等分する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

40 年間更新費用総額：958.4 億円（年平均約 24.0 億円）

3) 橋梁

【試算条件】

- ・新規施設の建設は行わない。
- ・建設後 60 年で更新する。

- ・ 築年不明の橋梁については、更新にかかる費用を40年間で等分する。
- ・ 構造不明の橋梁については、「その他」の単価を用いる。
- ・ 建設後60年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

40年間更新費用総額：144.6億円（年平均約3.6億円）

4) 上水道管路

【試算条件】

- ・ 新規施設の建設は行わない。
- ・ 建設後40年で敷設替える。
- ・ 築年不明の管については、更新にかかる費用を40年間で等分する。
- ・ 建設後40年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

40年間更新費用総額：567.3億円（年平均約14.2億円）

5) 下水道等管路

【試算条件】

- ・ 新規施設の建設は行わない。
- ・ 建設後50年で敷設替える。
- ・ 築年不明の管については、更新にかかる費用を40年間で等分する。
- ・ 建設後50年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

40年間更新費用総額：116.5億円（年平均約2.9億円）

図表 3.2.6 今後40年に要するインフラ施設の維持更新費（10年単位） 単位：億円

10年間区分	道路	橋梁	上水道管路	下水道等管路	合計
当初10年間 (平成28年～平成37年)	239.6	9.8	215.5	0.8	465.7
11～20年目 (平成38年～平成47年)	239.6	54.7	134.6	16.4	445.2
21～30年目 (平成48年～平成57年)	239.6	36.5	168.9	40.8	485.7
31～40年目 (平成58年～平成67年)	239.6	43.6	48.4	58.6	390.1
合計	958.4	144.6	567.3	116.5	1,786.7

※小数第2位（百万円の位）で四捨五入しています。

(3) 今後40年間における維持更新の見込み

(1) (2) の結果を踏まえ、充当可能な財源及び中長期的な経費の見込みを比較しました。

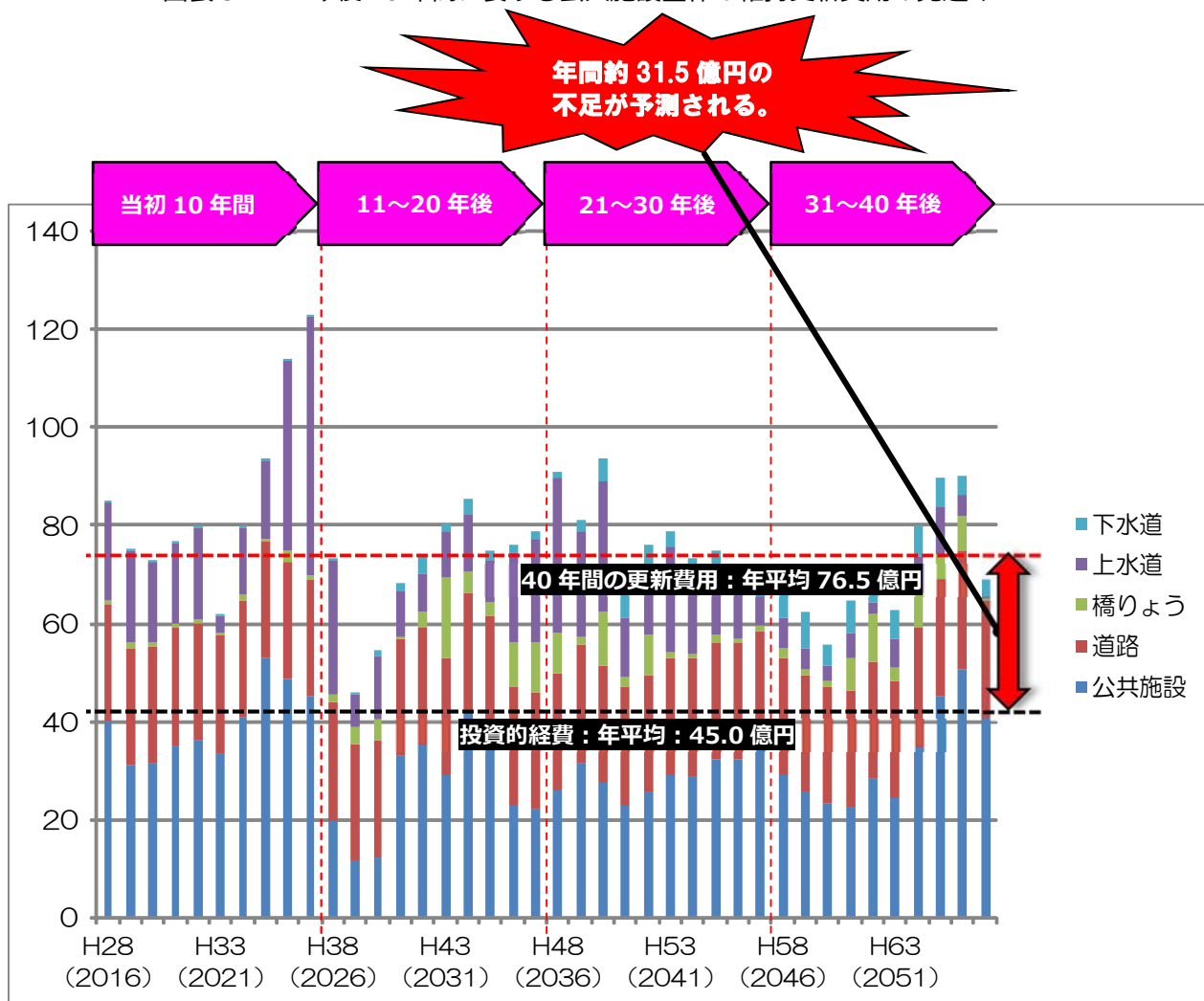
【試算結果】

40年間更新費用総額：3,061.5億円（年平均約76.5億円）

充当可能な財源（直近5年間の投資的経費平均）：年平均約45.0億円
 45.0億円 - 76.5億円 = -31.5億円

公共施設等の維持更新には40年間で3,061.5億円かかり、これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、**今後1年間当たり約31.5億円不足します。(充当可能な年間財源の約1.7倍の費用が必要になります。)**

図表 3.2.7 今後40年間に要する公共施設全体の維持更新費用の見込み



はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

図表 3.2.8 中長期的な経費と充当可能な財源額との比較（年平均） 単位：億円

項目名	中長期的な経費		充当可能な財源 (直近5年間の 投資的経費平均)	過不足
	40年間総額	年平均		
公共施設	1,274.8	31.9	18.7	-13.2
道路	958.4	24.0	4.0	-20.0
橋梁	144.6	3.6	0.5	-3.1
上水道	567.3	14.2	4.1	-10.0
下水道	116.5	2.9	17.7	14.7
合計	3,061.5	76.5	45.0	-31.5

※小数第2位（百万円の位）で四捨五入しています。

はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の
見込み等公共施設等の管理
に関する基本方針施設類型ごとの
基本的な方針

推進体制

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 厳しさを増す財政状況への対応

本市における過去5年間の地方税収入は、平成22年度の約88億円から平成26年度の約93億円と微増で推移していますが、今後は生産年齢人口の減少に伴い、税収は減少に転ずることが懸念されます。

一方、歳出では、少子高齢化による扶助費の増加が予想されており、財政状況は一層厳しくなるものと推測されます。

そのため、公共施設の維持管理及び運営においても限られた財源で効率的な投資を行い、なおかつ機能の維持を図っていく必要があります。

(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

本市の人口は、平成17年の80,364人をピークに減少傾向にあり、平成52年には約70,100人、平成72年には約60,400人まで減少すると推計されています。また、老年人口比率は平成22年の約21.9%から平成52年には約35.9%へと増加するのに対し、年少人口は同約14.9%から約11.9%へと減少することが推計されるなど、人口減少と少子高齢化がこれまで以上に進行するものと思われる。

これらのことから、今後の市の人口構成の変動に伴う市民ニーズへの変化に対応した、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

本市の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が42.7%（延床面積の割合）。うち、建替えが必要となる築60年以上の建物は1.0%）と緊急に大規模改修や建替えが必要な建物は比較的少ない状況です。しかしながら、今後10年以内に大規模改修が必要となる築20~29年の建物を含めると全施設の72.0%が該当し、特にスポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、上水道施設においてその割合が高くなっています。

これらの建物の維持更新費用は、仮に新規施設の建設を行わない場合でも、今後10年間で394.2億円、今後40年間では1,275.1億円が見込まれていることから、従来と同様に大規模改修・建替え等への投資を継続すると、市の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、大規模改修・建替え等にかかる費用を全体的に抑え、年度毎の支出を平準化させるとともに、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、現在の公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を行う各担当課がそれぞれで行っていますが、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、全庁的かつ長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の3つの視点を重視し、市民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

視点1 供給量の適正化を推進します。

将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、施設総量（延床面積）の縮減を図り、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）及び、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「供給量の適正化」を図ります。

視点2 既存施設の有効活用を図ります。

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図ります。

視点3 効率的な管理・運営を推進します。

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

具体的には、以下の供給・品質・財務に関する基本方針に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

(1) 供給に関する基本方針

① 施設総量の適正化

市総合計画などの上位計画や重点施策との整合性、住民ニーズ等を踏まえながら、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

② 機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設やサービス需要増大等に対応するための施設は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

(2) 品質に関する基本方針

① 予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

② 計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

はじめに
人口・財政の状況
公共施設等の現状
中期的な経費の見込み等
公共施設等の管理に関する基本方針
施設類型ごとの基本的な方針
推進体制

(3) 財務に関する基本方針

① 維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

② 長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

③ 民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

<公共施設>

建築年別の公共施設の状況を見ると、建築後約 30 年以上経過した建築物の延床面積は公共施設全体の 42.7%ですが、10 年後には全体の 72.0%を占めることになり、建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが極めて重要になります。

そのためには公共施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように①旧耐震基準、②新耐震基準（前期）、③新耐震基準（後期）の 3 段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

図表 4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
① 旧耐震基準	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
② 耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するが、建築後 16 年以上経過した施設とする。
③ 耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後 15 年以内の施設とする。

1) 旧耐震基準建築物

これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性が確保されているか否かという点が重要です。そのため、耐震診断が未実施の施設については速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有する建築物かどうかの把握に努めます。また、既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断される施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

2) 新耐震基準建築物（前期）

これらの施設のうち、昭和 50 年代に建築された施設は、建築後概ね 30 年が経過し、既に大規模改修の実施時期を迎えています。そのため、これらの施設を中心に、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

3) 新耐震基準建築物（後期）

これらの施設は、建築後の経過年数も短く、施設の整った施設が多いことから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後 15 年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

<インフラ資産>

インフラ資産は、都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

<公共施設>

各施設における部位・部材等の修繕周期及び前述の点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することにより機能の維持に努めます。

また、民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。

施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築^{※1}を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

※1 減築は、既存の建築物の一部を除却して使用するものであり、近年事例が増えています。

<インフラ資産>

インフラ資産は、費用対効果や経済活動等の基盤としての経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

<公共施設>

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な維持補修や更新に努めるほか、ユニバーサルデザイン化の推進等により、機能の維持、安全性の確保を図ります。

また、老朽化により供用廃止された施設や、今後とも利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

<インフラ資産>

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

<公共施設>

現在、本市の避難所となる学校教育施設(小中学校)では、耐震改修工事が進められており、28年度末の小中学校耐震化率は、屋内運動場が100パーセント、全体では94.7パーセントとなる予定です。

今後も「須賀川市耐震改修促進計画」に基づき、優先的に耐震化を図るべき建築物とされている「住宅」、「特定建築物」及び「市有建築物（特定建築物及び防災上重要建築物）」の耐震化を計画的に推進します。

<インフラ資産>

インフラ資産は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特長や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

<公共施設>

施設の長寿命化にあたっては、長寿命化を実施することによりライフサイクルコストの削減を見込むことができる施設を対象とし、定期的な大規模改修を実施することで建築後80年間使用していくことに努めます。

該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの削減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

また、公営住宅については、「須賀川市市営住宅ストック総合活用計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

<インフラ資産>

インフラ資産については、今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの削減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕

による適正な維持管理を図ります。

また、下水道等施設（農業集落排水施設）については、策定済みの「最適化構想」等の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

（6）複合化・集約化や廃止の推進方針

＜公共施設＞

必要なサービス水準の維持・向上を念頭におきながら、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況等を勘案しながら、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

＜インフラ資産＞

インフラ資産は、今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

（7）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

② 民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営経費の適正化」「市民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本市ではこれまで、「須賀川市行財政改革大綱」や「須賀川市行財政改革実施計画」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行ってきましたが、今後も市の直営施設のうち民間活用による効果が

期待できる施設については、PPP^{※1}やPFI^{※2}の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

※1 PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのこと

※2 PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)はPPPの代表的な手法の一つであり、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというもの

③ 市民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に市民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である市民の理解が必要不可欠です。

そのため、市民の方に市が直面する状況を認識いただくとともに、公共施設のあり方を考えていただくため、市の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、市民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、市民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

前章までの内容を踏まえて、用途ごとの将来の管理に関する基本的な方針を以下に整理します。

1. 公共施設（建築物）

施設用途	現状	施設管理に関する基本方針
1 行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベースでは全体の約6割を築30年以上が占めていますが、棟数ベースでは約2割程度となっています。 ● 築30年以上の施設で延床面積が比較的大きい施設は、旧岩瀬支所庁舎(岩瀬市民サービスセンター)、旧長沼支所庁舎(長沼市民サービスセンター)です。 ● 棟数ベースで見ると、消防施設の約2割が築30年以上経過しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化を図ります。 ● 大規模改修等を実施するにあたっては、より効率的な最新設備への更新を検討します。 ● 組織機構の変更などにより機能が縮小となった施設については、他の既存施設との統合を図ります。
2 教育文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベースでは、全体の約7割を築30年以上の施設が占めており、中でも文化センターの占める割合が高くなっています。 ● 棟数ベースでは、約6割が築30年以上となっており、そのうちの約6割は公民館施設です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づき、施設の耐震化を推進します。 ● 既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。 ● 建築年代の古い施設については、建替え・大規模改修を含め、計画的な修繕改修等の実施や点検等の強化を図り適正な維持管理に努めます。 ● 各施設の状況を踏まえながら、機能の集約化、複合化を図ります。 ● 民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

第5章

	施設用途	現状	施設管理に関する基本方針
3	スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベースでは、全体の約4割を築30年以上が占めており、棟数ベースでは約2割が築30年以上となっています。 ● 築30年以上の施設で比較的面積の大きいものは「牡丹台市民プール」「牡丹台野球場スタンド」「長沼体育館」「市民温泉」「武道館」などです。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの遊び場、地域スポーツの拠点として学校体育施設の開放を今後も行います。 ● 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づき、施設の耐震化を推進します。 ● 市民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。 ● 建築年代の古い施設については、建替え・大規模改修を含め、計画的な修繕改修等の実施や点検等の強化を図り適正な維持管理に努めます。 ● 引き続き民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。
4	保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベースで約6割、棟数ベースで約4割が築30年以上となっています。 ● 築30年以上の施設で比較的面積の大きいものでは「老人福祉センター」があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づく年次計画により、施設の耐震化を推進します。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 建築年代の古い施設については、現在ある必要な機能の維持について検討し、大規模な修繕も含め、サービス水準の維持、向上に努めます。 ● 民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。
5	学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベース、棟数ベースともに全体の約4割が築30年以上となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震診断結果に基づく年次計画により、校舎の耐震化を推進します。 ● 既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。

はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

施設用途	現状	施設管理に関する基本方針
6 子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベース、棟数ベースともに全体の約7割が築30年未満となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼保一体化、施設の統合、老朽化施設の建替えや改修など、効率的な運用を推進します。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 「認定こども園整備に関する助成」等、民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。
7 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベースでは全体の約半数、棟数ベースでは全体の約7割が築30年以上となっており、このうち、昭和20～40年代に建築された施設が約8割を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「須賀川市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、施設の計画的な維持管理を推進します。 ● 建築年代が古く、施設や設備の老朽化が著しい団地については、廃止または建替えについて検討します。
8 公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベースで約6割、棟数ベースで約半数が築30年未満となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、都市公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に施設の修繕等を適切に進めていきます。
9 供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ● ほぼすべての施設が築30年未満となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● インフラ施設の最適整備構想に合わせて、予防保全に努めます。
10 産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベースで約半数、棟数ベースで約4割が築30年を経過しています。 ● 9割以上の施設が今後10年間に築30年を経過します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
11 上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 延床面積ベースで約7割が築30年を経過しており、そのうち、昭和40～50年代に建築された施設が半数以上を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧耐震基準で建築されている浄水施設については、「水道ビジョンすかがわ2020」に基づき、計画的な耐震化を推進します。

第5章

施設用途		現状	施設管理に関する基本方針
12	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体の約半数が築30年以上となっていますが、そのほとんどが普通財産です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途廃止済の施設については、将来的に建物の解体、跡地の売却または有効活用の検討を進めます。 ● 日常点検、定期点検を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

2. インフラ資産

施設用途		現状	施設管理に関する基本方針
1	道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般道路の総延長は約1,458.1 km、自転車歩行者専用道路は約11.6 kmとなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。
2	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ● 本数は400本、延長は約6.3 kmとなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定の橋梁定期点検を計画的に実施するとともに、橋梁長寿命化計画に基づく適正な維持管理を推進します。
3	上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 総延長は約575 kmで、そのうちの約9割を配水管が占めています。 ● 耐震管の整備率は7.2%に留まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の耐震化を進め、安定した給水の確保を図ります。 ● 「水道ビジョンすかがわ2020」等に基づき、浄水処理方法の統一や原水水質の悪化傾向がある浄水場の廃止等を行い、水道施設の効率的運用を推進します。
4	下水道等施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道の総延長は約225.3 km、農業集落排水の総延長は約174.6 kmとなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道長寿命化計画に基づき、予防保全的な観点から施設の維持管理に取り組みます。

はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまでは、公共施設の所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報把握により、「部分最適化」を推進してきましたが、今後は「全体最適化」の視点から全庁的な取組体制を構築します。

そのため、公共施設等の情報の一元管理に関する仕組みづくりを進めるとともに、庁内の調整や方針の改訂、目標の見直しなどを行う部署の設置を検討していきます。

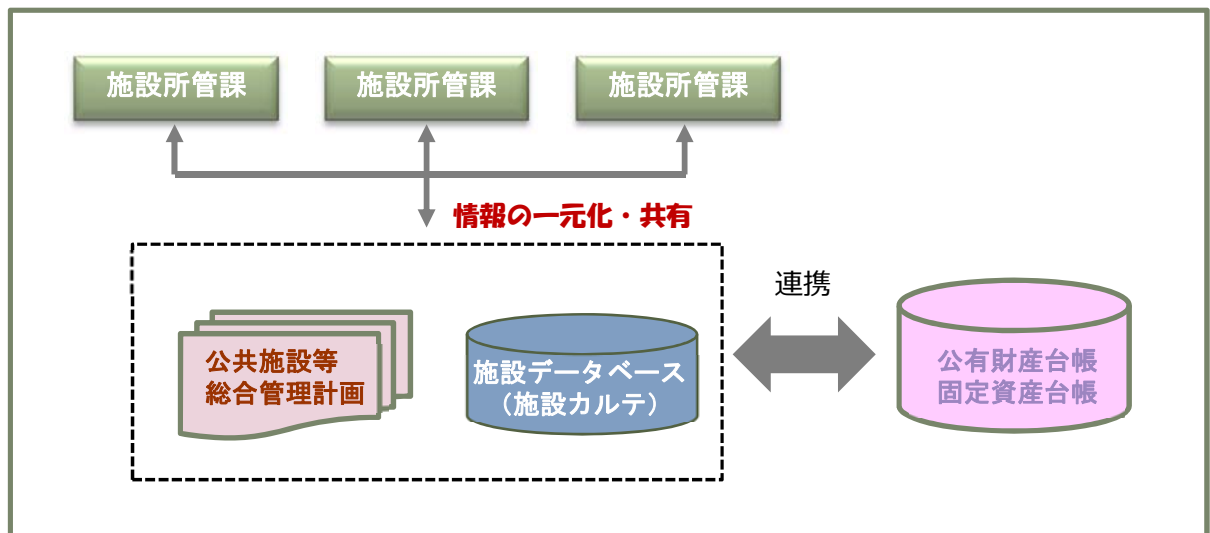
また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、財政部局との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

(2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。そのため、今回把握した各施設の情報を一元的に扱える施設データベース(施設カルテ)として活用するとともに、今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を更新できる仕組みを検討します。

また、この仕組みで一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、そのうえで、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めるとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

図表 6.1.1 情報の管理・共有のイメージ



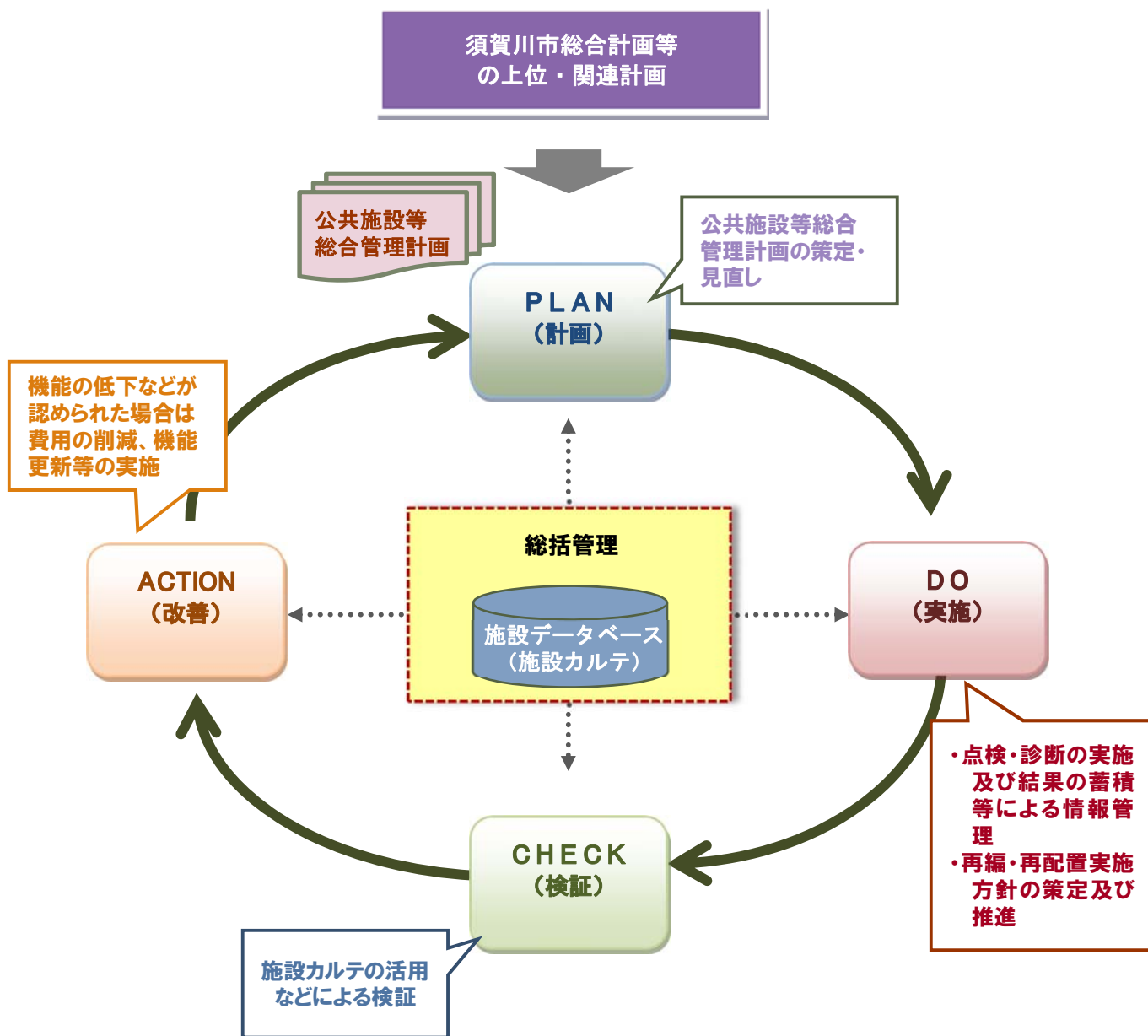
2. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

「**PLAN (計画)**」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行い、「**DO (実施)**」では本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。また、その後も「**CHECK (検証)**」として、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を行い、「**ACTION (改善)**」では、評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。また、必要に応じて「**PLAN (計画)**」を見直します。

第6章

図表 6.2.1 フォローアップの実施イメージ



はじめに

人口・財政の状況

公共施設等の現状

中期的な経費の見込み等

公共施設等の管理に関する基本方針

施設類型ごとの基本的な方針

推進体制